

第 4 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 16 年 6 月 28 日(月) 13:30 ~ 17:30

場所 いたみホール

黒田 定刻になりましたので、これより第4回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

本日の司会を担当させていただきます私、事務局の黒田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、24名の委員のご出席をいただいております。なお、武田委員につきましては、所用のため欠席でございます。

それでは、配付資料を確認させていただきます。事前に配付させていただいたもの等ございますので、再度確認させていただきたいと思っております。

まず、会議次第でございます。裏面が配付資料の一覧となっております。資料1、2、3が事前配付させていただいたものでございます。それから、委員名簿、裏面が行政の出席者名簿となっております。それから、座席表 - - 配席図でございます。本日は、会場の関係で、いつもと違う形となっております。会場によって、また形態が変わる可能性がございますが、よろしくお願いいたします。資料1として、パワーポイント形式のものでございます。1ページから50ページ、先ほど打ち合わせのときにもお願いしましたが、10枚ほど差しかえということで、よろしくお願いいたします。傍聴者の皆様には最新のものでお渡ししております。資料2は、新湊川の整備基本方針と整備計画、千種川の整備基本方針の事例でございます。ワンセットで配付させていただいております。それから、今回、資料2参考ということで、基本方針なり整備計画の関係法令、条文を抜粋したものを1枚、裏表でつけております。それから、資料3ということで、第4回流域委員会に向けての意見等があったものをつけさせていただいております。それから、資料4、運営要領(案)ということで、裏表の分と新旧対照表でございます。新旧対照表につきましては、本日の議論の対象ということで、第4条から第7条までの抜粋文で対比をしております。6条については、変更点が今のところございませんが、そのまま記載しております。資料5が、前回の運営委員会の協議状況の概要ということで、これも資料5として事前に配付させていただいております。

以上ですが、よろしいでしょうか - -。

それでは、早速ですが、次第の2番目の議事に移らせていただきます。

松本委員長、よろしくお願いいたします。

松本委員長 本日は、お忙しい中、お暑い中、ご苦労さまでございます。それでは、第4回の流域委員会を開催させていただきます。

第3回は、6月1日に、武庫川の篠山の源流から河口までを委員が全員そろって現地調査をさせていただきました。いわば武庫川の概要を全体で共有しようという趣旨でございます。いよいよきょう以降、武庫川の現状と課題から本格的な審議に入っております。傍聴者の皆様も、きょう、第1の議題に上がっております運営委員会の中で、今後、傍聴者、あるいは広く住民との意見交換、あるいは意見聴取の場を設定していくという方針を提案させていただきますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

それでは、まず、第1回、第2回の運営委員会の協議状況についてご報告させていただきますが、運営委員会の協議の中での本日の議題に関しては、個々の議題の中で、またご議論をいただくということにさせていただきたいと思っております。

それでは、議事次第に基づき議事を進めさせていただきますが、本日の議題は、お手元でございますとおり、これは第2回の運営委員会で協議をして提案をさせていただいたものであります。運営委員会で、流域委員会の運営について、円滑な運営を行うための議題を含めた協議をするということになっておりますので、今後とも議題に関しては運営委員会で十分協議をして提案するというところで進めさせていただくことにしたいと思っておりますが、それでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

では、まず、運営要領(案)からご説明をさせていただきます。

運営委員会は、第1回の運営委員会で、私が運営委員長も務めることに決定いたしましたので、私の方からご説明をさせていただきます。ご提案させていただきました要領(案)は、お手元の資料のとおりであります。運営要領というのは、流域委員会をどのように運営していくかという骨子を定めたものであります。これに基づいて、運営委員会が議事、あるいはさまざまな意見書、あるいは住民の方、傍聴者の方から寄せられたご意見に対して、どのように取り扱うかということも決めていくということで、運営委員会の運営のあり方等についても決めました。2回の運営委員会で、延べ7時間余りの時間を費やして議論をしたわけではありますが、運営委員会の要領を少しご紹介しながら、補足をしていきたいと思っております。

資料の中には、運営委員会での協議の主な意見も概要として添付しておりますので、それも参考にいただければと思っております。

運営委員会の基本原則、第2条で、流域委員会の運営は、委員自らが行うというふうにしました。流域委員会の性格が、いわゆる第三者機関であり、知事から委嘱された25名の

委員でもって自主的に行う自律した性格があるということで、運営委員会の議題から運営に関して、25名の委員の皆さんから委任された運営委員会がおぜん立てをしていくというふうな仕組みになっていることを確認したわけであります。

したがって、運営委員会というのを、流域委員会の円滑な進行を行うための協議を行ういわば下準備の場であるということにしております。6名の委員だけではなくて、25名の流域委員はだれでもその委員会に出席して、運営委員と同じように意見を述べるができるということにしております。第1回の運営委員会には12名のご出席がございました。第2回も12名ございました。いわば本委員会の約半数の委員が出席して、活発な議論を行ってきた次第であります。

流域委員会の議事に関しましては、議事骨子を議事終了後に確認して発表するとともに、委員会の議事録は速やかにホームページで公開していくということを4条で記載しております。

5条では、公開で行われた流域委員会の会議資料や議事骨子、議事録は、ホームページに掲載するほか、関係行政機関で閲覧に供する。また、流域委員会の活動内容は、ニュースレターやリーフレットを作成して、広報を積極的に行っていくということも決定いたしました。ニュースレターは、単に委員会の内容を報告するだけではなくて、私たちの任務である武庫川の流域の課題、あるいはこれからの活動を広く市民に対して周知していくための一つのペーパーとして活用していきたい。今後、25名の流域委員の中から編集委員を募って、編集委員会がニュースレターの編集責任にも当たっていきたいということを運営委員会では議論しております。

6条は、傍聴者に関して記載しております。ここは若干補足の説明が必要であります、流域委員会が非公開を決定した場合を除いて、原則として一般住民に完全に公開された場であるということで、会議資料等についても提供するというのは当然のこととして取り決めたわけであります。開催についても、少なくとも1週間前までには開催日時について速やかに公表するというのを記載しております。

実は、運営委員会の中で、6条の3、4、5、6あたりは、運営要領全体から見ると少し細かいことを記載しております、運営委員会の中では、運営要領の中に3、4、5、6という細かいことは必要がないのではないかとということでしたが、基本的にこういう趣旨で、傍聴席の数というのは、必ずしも50人に限定するわけではないですけれども、目安として設定している、会場の関係で、場合によってはふやしたり臨機応変にやっていった

らいい、あるいは傍聴者の受付名簿についても、これは後々いろんな案内をする場合に必要であろうという観点からお願いしておりますが、どうしても嫌だという方に無理強いするものではないとか、その辺のことは基本的、常識的な範囲で決めております。したがって、3、4、5、6は、要領の条文からは外して、この会議でこれについて確認をされれば、確認事項として議事にとどめていいのではないかという考え方であります。

7条は、住民の意見を広く聴取していくことに関してであります。準備会議の段階から、住民参加部会とか公聴会とかタウンミーティングのような話が出ておりましたが、2回の運営委員会で、この件に関しては多様な観点から議論をいたしました。要するに、流域委員会は25名の委員の中のかなりの人数が公募によって選ばれている等を含めて、この委員会自体が本来は住民参加の形をとっている委員会である。しかしながら、この委員会の任務を遂行していくためには、25名の委員以外にも、もっと広い視野からさまざまな人々の意見を吸収して反映していく必要があるということで、多様な意見聴取の手段を確保すべきではないかという観点から決めたものであります。

本委員会でも、第1回以降、傍聴者のご意見を伺う時間をとっておりますが、何しろ限られた時間でございますから、本委員会の中で、そんなに長時間その時間をとるわけにいかない。そうすると、意見をいただく場というのは別途設定する必要があるのではないかということでもあります。

そういうことから、ここでのポイントは、意見聴取については、文書やメールやファックス等の手段はもちろんのこと、公聴会とか、あるいは私たちは、タウンミーティングという形式を武庫川リバーミーティングというふうな表現をしようと運営委員会でまとめましたが、このリバーミーティングを適宜開催していく。そのことで、住民の皆さんと委員が意見交換をしていく。しかも、このリバーミーティングは、関心の度合いとか地域とか、あるいは利害とか、さまざまな問題、テーマごとに場所を変えて開催していく必要があるのではないかというふうに考えております。詳細については、今後の運営委員会で議論していきますが、とりあえず第1回は、できるだけ早い段階で、これまで本委員会を傍聴していただいた方々を対象にして、じっくりご意見を伺う機会を設けようという方向で詰めていきたいと思っております。

以上、運営要領の説明にかえさせていただきますが、委員会の中では、添付しております意見の概要の中でも触れておりますが、特に運営委員会の公開ということについて、いろんな議論が行われました。委員の中から意見書も出ておりましたが、運営委員会を公開

する是非に関しましては、運営委員会の位置づけが、先ほど申し上げましたように、本委員会の運営を円滑ならしめる下準備であるということ、そして自由な議論とディスカッションの場であるということ、個別の委員の意見発表の場というよりも、むしろ議論をしていく中で、どんどん意見が変わっていき、合意していくというプロセスが大事である。そうした運営をすべきではないかという観点から、運営委員会は、25名の運営委員の皆さんに対しての公開にとどめて、一般公開は行わないということに決定をいたしました。

ただ、運営委員会の中での議論の詳細に関しましては、議論のプロセスがわかるような報告、概要書を添付するというふうに改めました。それがお手元に届いている概要の文書でございます。

あと、先ほど申し上げましたリバーミーティングのほか、傍聴者にはアンケート用紙を配って、その場で発言いただけなかった部分については、その都度、アンケートでもご意見を伺うというふうに補強をしていくことを決めました。

運営要領(案)に関しましては、以上のとおりであります。

本日の議題に関しましては、後ほど議題に入る段階で、個々に若干のご説明をして議題に入りたいと思いますが、とりあえず、運営要領(案)をこのような形でご提案するに至った運営委員会での議論の経過のご報告とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

それでは、今の報告について、皆さん方のご意見等を受けたいと思います。挙手をしてご発言を願います。

岡田委員 先ほど委員長からご説明がありましたが、私は、第2回運営委員会に先立ちまして、意見書を提出しております。それは、この後ろの方でございますが、先ほど委員長が説明されました運営委員会を公開にするか非公開にするかということについて、意見書を提出しました。その提出した理由については、第1回の運営委員会の報告書がいかにもアバウトな報告であって、運営委員会のことを委員全員に十分に説明できるようなものではないということから、運営委員会の議論の透明性を図るために、運営委員会は公開するべきであるということをお願いしました。

それについて、第2回運営委員会の協議状況ということで説明をされておりますが、運営要領(案)の運営委員会の公開等ということについては、端的に言えば、ここでは運営委員会は公開するか非公開とするかということを書けばよいので、その前にいろいろと書いてあることは、これに至った経緯のようなことでありますから、要領の条文としては、

言いわけじみたことが書かれ過ぎていると私は思います。

運営委員会を公開にするか非公開にするかということを書きますと、私が提案したのは、運営委員会は公開にする、ただし、プライバシーとかそういうことに関係があって、公開できない場合には非公開とするというような案になっておりますが、ここに書いてあります運営要領の運営委員会の公開等という案では、運営委員会は非公開とするということに関する説明が延々と続いているわけで、これだったら、運営委員会は公開とする、ただし、こういう場合があったときに非公開とするというただし書きを書くのが正当であろうと私は思います。

一般に流域委員会の要領などでは、委員会は公開を基本原則とするということが書いてありますが、これは、地方自治法 115 条にのっとりまして、議会等の会議はすべてこれを公開するということが基本になっていると思うんです。県の議会運営委員会でも、市の議会運営委員会でも、すべて公開になっています。ですから、運営委員会を公開にしないという理由としては、そういうただし書きをはっきりつけるべきであると。ただ漠然と、25名の流域委員からその作業を委託されている場である云々と書いてあるのであれば、そういう場でないように運営委員会を持っていくことこそ筋であって、そういうふうに努力をしないで、こういうことをすぐ非公開にするということは、そもそも議会運営を公開するという原則に反していると思いますが、このあたりについて、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

また、本日の意見書の中に先日配られた奥西委員の意見書がございますが、これについても、運営委員会は公開とすべきであるというご意見になっております。そのあたりは、もう少し意見を述べて、審議をする必要があるのではないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

松本委員長 岡田委員の今主張されたことは、運営委員会は原則公開とすると明記すべきであるというご指摘のように受け取りましたが、そういうことですね。運営委員会で岡田委員は、添付されている意見書に沿って、そのようにご主張をされたんです。それは運営委員会にご出席された方は皆様ご存じですが、私、先ほどはしよりましたけれども、かなり長時間の議論をした中で、なぜ先ほど報告したような中身になったかということをもう一度整理して申し上げますと、運営委員会そのものの位置づけがまず問題だろう。

運営委員会は、あくまでも本委員会を円滑に運営していくための下準備の協議を行う場であって、それぞれの委員の意見発表の場ではないんだということが第1点であります。

第2点は、自由な議論とディスカッションの場を保障していく、それぞれの委員が議論の中で、当初の意見が変化していく、そのことによって合意していくということのプロセスが大事であるということでもあります。第3点は、25名の流域委員から委任を受けて、下準備を行う場でございますから、結果はまず25名の委員に報告する責任がある。一般公開をして、25名の委員に伝わるより先に、不特定なところに情報が流れていくというふうなことは、果たしてその役割に合うのかどうか、問題点があるというご指摘もありました。したがって、運営委員会での協議の内容は、25名の委員に報告して後に、ちゃんと公開をしていくという議論になったかと思えます。

今岡田委員からご指摘のあった中で、第1回の運営委員会の報告が余りにも簡潔過ぎたということについては、12名の運営委員全員の一致した意見でございました。あのような報告ではだめだ、詳細に経過がわかるような丁寧な説明を行うべきであるということで、改めることにしました。

そういうふうなことで、運営委員会での議論が終わって、先ほどご報告したような結果になったわけではありますが、改めてこの件に関して岡田委員からのご指摘、ご主張がございますので、各委員さんのご意見を求めたいと思えます。

奥西委員 私の意見書は既に出しておりますが、この委員会の最初のときに、運営委員会を設置すべきだと強く主張した者として、少し意見を述べたいと思えますが、その趣旨は、先ほど委員長がおっしゃいましたように、議事をスムーズに進めるためということでありました。しかし、一方では、議事の一部であっても、それを運営委員会に委託することによって、傍聴者の方、あるいは一般県民の方から、委員会の審議が見えなくなる、透明性に欠けるようになると思えば、非常に問題であろうと思えます。

先ほどの議論に即して言いますと、委員会での意思決定のプロセスをどうするかということと、どういう意思決定をするかということとは別のことのように思いますが、過去のこれまでの経験からして、完全に別のこととは言いがたいと思えます。したがって、傍聴者や一般県民の方が、流域委員会の議事のプロセスということに関心を持たれ、また意見を言いたいと思われるのは、当然のことではなからうかと思えます。

少し先走るかもしれませんが、これからの議論についてですが、運営委員会が出された意見の中で、今委員長が少し紹介されましたけれども、本委員会の委員より先に一般に内容が出てしまうとぐあいが悪いのではないかとこのところが、私には理解できないんです。具体的には、一般に公開されたら、当然委員の者もそれを見るチャンスがあるわけで、委

員の者には郵送されるかもしれませんが、そうすると、1日ぐらいおくれるかもしれませんが、それが決定的な弊害を起こすのか、その辺が全く理解できませんので、その意見のご説明をお願いできればうれしいと思います。

松本委員長 私がそれに答えていたら、全部答弁することになりますので、他の委員さん、この議論に参加してもらえませんか。

酒井委員 今委員長がおっしゃったように、運営委員会で何をするのかという位置づけが全員に十分行き渡っていないんじゃないかという気がするわけです。委員長がおっしゃったように、下準備をするというふうなとらえ方と、今我々が感じているように、議事の一部を付託されたということであれば、いささか焦点がぼけてくると思う。

私個人としては、第1回の運営委員会に、コアの運営委員さんの決められることを傍聴するつもりで参画したんですが、一人前としての発言を許されました。運営委員会の中で、次の議題をどうしようかということに当たっては、私としては、議題の選定とか議事の進め方の下準備の中に相当重要な議題が含まれるんじゃないかという懸念がありましたので、参画したんですが、その場で発言も許されまして、私の言いたいことも言うたんです。

ただ、そのときに感じましたのは、今岡田委員がおっしゃったように、市民の声というか、住民の声がその中で十分反映されなければ、あれよあれよという間に方向が決まって、進みかけてから、市民が追いかけたのでは事が足りぬのじゃないかと。岡田委員のおっしゃる原則公開であって、非公開の場合には、それなりの言葉をつければいい。また、原則公開が住民参加の原点であろうかと思います。

事武庫川にかかわらず、井戸県政が参画と協働ということを標榜されるならば、武庫川流域委員会の初点、スタートの段階から、市民を巻き込んで意見を聴取していく、公開の中で聴取をしていくという仕組みをつくっておかないと、兵庫県政のあらゆる部門に影響してくると思う。武庫川流域委員会のあり方が問われていると思いますので、そういった意味で、お願いしたいと思います。

山仲委員 今までご発言になりましたお三方、皆さん公開というご意見でしたけれども、私は、全く逆の立場でございます。本委員会を公開しております。本委員会を開くたびに、熱心な傍聴の方が来ていただいて、これはありがたいなと思っております。しかし、本委員会を円滑にするための会が運営委員会ですね。透明性は大切かもしれませんが、どこまで透明性を保つかということは、いろんな考え方があると思います。最初から参画

というのは、ちょっと無理だと思いますね。ある程度成り立っていったものに対して、いろいろご意見をいただくということで、運営委員会については、私は、公開の必要性はないと思います。

長峯委員 運営委員の一人として参加しておりましたので、発言させてもらいます。

私は、結論的には、運営委員会は公開にしなくてもいいというふうな意見なんです、意思決定の会議というのは公開が望ましいというのは当たり前なんです。現実的に公開できれば望ましいわけですけれども、実際のこういう会議、あるいは意思決定というものを大勢のメンバーが入って行う場合には、当然コストがかかるわけです。意思決定のコスト、あるいは民主主義のコストという言い方をしますけれども、我々がここで20人以上のメンバーが集まって、すべて公開で議論をして決められれば望ましいわけですけれども、現実問題として、我々の体も一つの資源ですし、我々が持っている時間というものも資源で、限られているわけです。

我々の持っている時間の中で、我々の体をここに持ってきて、我々の持っている限られた時間を提供して、ここで意思決定をしなければならない。そうすると、我々の持っている資源を有効に使う、どういう使い方をしたら一番有効なのかということを考えなければならないわけです。そうしたときに、すべての意思決定をすべて公開でやるというのは、現実的には限界が出てくる。

我々は準備会議をやってきた経験の中で、今回の大世帯の中で、すべてのことをここですべて公開で議論をして決めていくというのは無理があるんじゃないか、限られた時間の中で決めていくのは無理があるんじゃないかということで、それを円滑にというか、私の解釈で言えば、資源を有効に使っていくために、運営委員会というものを設けた方がいいのではないかということだったと思うんです。

じゃあ、運営委員会では何をやるのかということですが、委員長からも話がありましたように、基本的には議題、あるいはアジェンダという言い方でもいいんですけども、どういう議題をこの委員会にのせていくのか、どういう順番でのせていくのか、河川計画の全体像の中で、どのようなプロセスで、最終的なゴールに向かって議論を進めていったらいいのかという議題を議論するということであって、我々一人一人がそれに対してどういう意見を持っているかということは基本的にはやるべきではない。それは本会議で一人一人の意見を述べればいいことで、運営委員会では、この委員会に何をのせていくかという議論にとどまれば望ましいなど。それがこの時間の有効な使い方になれば望ましい

というふうに思っております。

ただ、現実を見ると、運営委員会のレベル、あるいは打ち合わせの会議の中である程度
のことが決まってしまうとか、あるいはそのメンバーの人がそこで個人的な意見を言っ
て、そういう方向に本会議の方が流れてしまうという問題も当然あると思います。した
がって、そこをどの程度あくまで運営ということにとどまらせるか、その担保が必要なん
だろうなと思います。

確かに、2回ほどこれまで会議に出てきて、ほかのメンバーの方もそこに参加してきて、
そこで出てくる話というのは、何を議題にのせるか、それをどういう順番で議論してい
かということにとどまらず、それぞれの委員が持っている個人的な意見がかなりそこで出
てくる。そうすると、そこで話をしたメンバーとそこにいなかったメンバーの間で、情報
のレベルであるとか、あるいは本会に対する思いとかいうのは差が出てくるんじゃないか
という懸念もありました。

したがって、そこは、運営委員会のやり方は、試行錯誤の中で適切なやり方というのを
我々は議論していかなければならないのは当然なんです、ただ本来の趣旨から言うと、
そこはあくまで本委員会の進め方についての議論なので、そこまで公開にすること
になっていくと、最初の趣旨からずれてきてしまうので、そこは運営委員会がやり過ぎ
ないような担保の仕方を決めておけば、非公開ということで、本来の趣旨にかなうん
じゃないかと私は理解しています。その担保の仕方については、少し長くなりましたので、もし
あれでしたら、また後で意見を言わせてもらいます。

中川委員 私も、意見を述べさせていただきたいと思います。結論的に申し上げますと、
運営委員会の公開、非公開に関しては、今の時点では非公開でもよいだろうというのが私
の意見です。なぜかということは今から申し上げたいと思います。

基本理念として、全面的に公開というのは、私は、理念としてそのようにあるべきだ
と思っております。透明性を確保するためには、公開が一番簡単な方法だろうと思
っておりますので、岡田委員あるいは奥西委員の意見書に、理念としては、私も全く同感
でございます。

次に、実際、実務的な点を考えますと、今長峯委員がおっしゃられた部分と相当か
ぶる部分がございますが、実務的にどうかという点を考えたときに、この委員会を円滑
に進めていかなければいけないという使命もあります。ですので、運営委員会では
プロセスを議論するということにとどめるという条件つきで、運営委員会を非公開に
すること、

結論として私の意見はなるわけです。

1つ、非常に重大な心配事をここで申し上げておきたいのですが、本委員会とは別に運営委員会というような二段構えの運営は、住民参加型の会議でよくなされるのですが、その場合に最も大きな欠点は、本委員会での議論が不活性になるという弊害が顕著にあらわれることで、これはいろいろな事例で見られます。この流域委員会でも、この点は心配しておかなければいけない点だろうと思います。

例えば、1回、2回の運営委員会に参加された方が、今この議論を、また蒸し返すのかというような感覚で聞かれておられるのだとしたら、既にそこに弊害があらわれているのではないかと思います。

ですので、提案なんです、運営委員会の公開、非公開につきましては、非公開という形にして、もしも弊害があらわれるようであれば、見直しを検討するという順応的なやり方をとってはいかがかというふうに思います。

非公開にする理由は、住民委員がこれだけ参加しているから非公開にしてもいいのだというのは理由にはならないと思います。

もう1つ、奥西委員がおっしゃっておられた、委員より先に傍聴者に伝わってしまうことに問題があるという点に関しては、私も、どういうことなのかなという理由は、ぜひこの場で、というのは議事録に残る場で、ご意見をいただければと思います。

法西委員 2回の運営委員会が開かれました。それで費やされた時間が7時間と聞いています。そこではかなり議論されたはずですので、例えばAさんが長い時間使って話された、Bさんも長い間話された、そうしたら、Cさんも出て行って意見を述べないと、これはやばいぞというふうになっちゃうので、運営委員会というものは、アジェンダ、議題を整えるというぐらいにして、時間を短くしてほしい。それで、本委員会を十分意見を述べられるような形にしてほしいということです。

非公開はやむを得ぬかもしれませんが、弊害が残るようだったら、これは大変なことになります。そういうことを私は大変危惧しております。

岡田委員 今法西委員から2回の運営委員会で7時間ぐらいの時間を費やしたというご発言がございましたが、事実そのとおりでございます、かなり長時間かかっている。私は、2回とも出席いたしましたが、それについての反省から申し上げますと、流域委員会の運営要領にも書いてありますように、運営委員会では、流域委員会でこういう議題をしましょうということを決めるのが本来の役目であると思うんですね。それをこの前の第2

回の運営委員会では、運営要領を公開にするとかしないとかいうことについて、余りにも踏み込んだ議論をし過ぎて、ここで流域委員会がするような議論をしてしまったところに大きな問題があると思うんです。

この場合には、例えば、私に対案を出しましたが、対案の説明だけにとどめて、これを流域委員会で対案として審議しますかどうかということだけにすべきであった。また、それと同時に、中川委員と田村委員から意見書の提出がございました。これも審議して、これは、私も個人的には非常にいい案だと思いますので、これを次の流域委員会で審議しましょうということを決めて、それから、河川管理者と申しますか、河川計画課の当局から、武庫川の現状と問題点についての資料を出すということについてご説明があったので、それじゃこれをやりましょうということに決めるべきであった。その程度の議論であれば、4時間もかかる必要はなかったと思うんです。余りにも運営委員会が流域委員会的なことに踏み込み過ぎて、これだけ時間がかかっている。そこが非常に問題であったと思うんです。私は、運営委員会はもっと短縮することができると思います。

ついでですが、ここに第2回運営委員会の協議状況の概要というのがございまして、今ほど説明しました運営委員会を一般に非公開とするということの次に、主な意見として、いろいろ意見が出ております。もちろん公開するべきであるという意見もあるし、非公開にするべきであるという意見もございしますが、この中で、速記や録音を行うことで、発言者の責任を明らかにするよりも、自由な議論で討議を深めて云々ということがございしますが、こういうことを書かれますと、準備会議では、速記や録音をしたから自由な議論ができなかったのかと逆に私は聞きたいわけです。そんなことは決してなかったと思います。速記や録音をするから、自由な議論ができないというようなことはないと思います。

その次に、運営委員会は、自由に意見が言える場としてほしいと。こんなことを言うと、茶化すのかと言われるかも知れませんが、憲法21条に言論の自由ということが保障されているのに、それも、県の公開の委員会で、自由な意見が言えないというようなことを議事録に残してよいのかという問題になる。そんなことを言うのは非常におかしいと思う。こういう理由で、委員会を公開にするとかしないとかいうことは、私は、理由にはならないと思います。

ただ、一般に公開すると、事務上の問題があるわけですね。傍聴人が一々運営委員会まで傍聴するということになれば、会場の必要がどうか、問題はありますが、そういうような問題を協議して克服すればよいので、本質的に委員会を公開するということについて

は、私は、当然のことであると思います。

いずれにしても、現在でも、主な意見とか、協議状況の書き方自身に問題があるわけですから、これで公開性とか透明性とかが担保できるというのは非常におかしな議論だと思います。その辺を皆さんに改めて考え直していただきたいと、私は思うわけですから。

松本委員長 今、運営委員会の報告に関して幾つかご意見が出ております。若干補足をおきますが、先ほど私が、2回の運営委員会で、延べ7時間と申しあげましたのは、運営要領について7時間も議論したというわけでは決してございません。先ほどの報告の中では、議題等については報告をしておりませんが、そういうことも含めてですから、正確には覚えていませんが、全体として運営に関する議論は、ニュースレターや意見聴取やいろんなことを含めて、その半分強ぐらいではなかったかという感じしております。

それから、今岡田委員からご指摘のあった概要の主な意見に関しては、若干表現が舌足らずであったから、そのようなご意見になったかと思えます。要するに、録音や速記をとられたら自由に発言できへんとかいう後ろ向きの話ではなくて、そんなことよりも、ここでもっと活発な議論をする方が大事ではないか、あるいは意見がどんどん変わった方がいいのではないかというふうなことで、だれが何を言ったということよりも、どのような議論が行われて、どういう提案がまとめられたかということが大事であるというところにポイントを置くべきだというご意見であるというふうな文脈の中で、要するに本委員会のようかなり大がかりな速記、録音、記録という形は、運営委員会では必要がないのではないかとこのふうなところで集約されたということをご報告したわけでありませう。

それで、先ほど法西委員から、あるいは何人かの委員からも、運営委員会で議論疲れして、本委員会が不活発になってはいけないというご指摘をいただきました。全くそのとおりだと思います。ただ、本委員会の目的というのは、武庫川の川づくりのあり方について議論をして提言するというところからでございます。ですから、そこに一步も踏み込んでいないわけですから、前段であるどのように会議を進めるかというふうなことについては、効率的にまとめる必要があるだろうということで、運営委員会をつくって、そっちで運営要領をまとめよという話になったかと思えます。

したがって、運営委員会では、運営要領(案)を提案する責任があるということで、あのような時間を費やしたのではなかったかと私は理解をしております。その辺はご理解をいただきたいと思っております。

時間をかけて議論をするのはやぶさかではございませんが、既に開始から1時間近くたっておりますので、この話をこれ以上続けるか、それとも先ほど中川委員からご提案がございましたように、いろんな問題点はある、あるいは弊害が出てくるおそれもなしとは言えない、しかし、一遍決められたから、それは決まったことだという形で突っ走るというわけでもない。そういう意味合いでは、必要があれば、どんどん見直していったらいいということで、さきの運営委員会で一応取りまとめた線でスタートして、問題点があれば、もう一度この件に関しては議論をし直すというふうな取り扱いで、運営委員会の公開の是非に関しても、そういう形で船出をしてはいかがかと思うわけですが、いかがでしょうか。それとも、この議論を本委員会で続けた方がいいというご意見があれば、伺いたいと思います。

奥西委員 ほかの委員の方と意見が違つかもしれませんが、私は、多分に技術的な問題としてこの問題をとらえています。もし公開にしなくても、委員の者は、運営委員会の議論について質問をする必要があると思うんです。例えば、ある案が出たときに、反対意見はありませんでしたか、反対意見はどういう内容でしたか、賛成意見についてはどうでしたかということ、やはり聞かないといけない場面があると思うんです。極端なことになりますと、もう一度この場で運営委員会を再現してくださいというような形にならざるを得ない。そういうことを考えると、むしろ公開してもらった方がスムーズにいくんじゃないかという感じもするわけです。

ですから、極端に言えば、公開、非公開、どちらでもよろしい。しかし、質問には答えてくださいと。もちろん、傍聴者から質問があるケースもあるでしょう。そういうことでもよろしいと私は思います。

運営委員会に対する一般の傍聴については、先ほど岡田委員がおっしゃったように、もしそういうことにすれば、結局準備作業が本委員会を開くのと同じことになってしまうので、何も運営委員会にしなくても、運営を議論するための本委員会でいいんじゃないかなってしてしまうので、設立の趣旨から外れてしまうように思います。この公開の問題をうまくかじ取りができれば、必ずしも運営委員会を一般の方の傍聴をしてもらう必要はないだろうと思います。

松本委員長 今、奥西委員から、事務的な問題として幾つかのご意見がございましたが、岡田委員が冒頭に述べられた中で、公開原則、例えば議会の場合の議会運営委員会公開というのは、少し誤解があるのではないかと思います。国会の場合も、あるいは地方議会の

場合も、議会の運営委員会を本会議や常任委員会と同じように公開にしているところはほとんどないはずなんです。それは、いわばどのような議題を上げて、どのように進めるかという下準備をしている場であって、新聞記者も入れないという議会もたくさんあります。私なんかよく入りましたけれども、入ることはあっても、通常の委員会あるいは本会議のように、一般公開をしているところはまずない。その辺はちょっと誤解があるのではないかと思います。今回の運営委員会も、先ほどから皆さん方からご意見がございましたように、そもそもどのような議題をどのように進めていったらいいのかという下準備をする場である。非公開という表現が、ひょっとしたら適切でなかったかもわかりません。それは公開されている、ただ何週間か前に開催を通知して、そういう場所を設定するというふうなことが、実務的には難しいということも考えた場合に、とりあえずはご報告したような取り扱いで進めてもいいのではないかとというのが運営委員会の結論であったと思いますが、なおご意見がございましたか。

酒井委員 この武庫川流域委員会にサブタイトルをつけるとすれば、市民参加の川づくりということになるかと思います。市民が参加した川づくり、これは兵庫県政でも初めての試みであろうかと思います。そういった意味で、今議論がありますように、公開、非公開ということを論ずること自体がおかしいのであって、すべて透明性を確保した原則公開であると。特に事がある場合にはということであって、原則公開ということでもまずスタートをする。問題があったら、そのときに改めて非という言葉をつけたらいい。非という言葉からスタートするのでなしに、原則公開ということでもスタートをする。問題があったときには非をつけるということでもスタートをすべきであると私は考えます。

川谷委員 まず、運営委員会の位置づけなんです。先ほどどなたかからあったように、議題をどのように決めて、それをどのような順序でやるか、その議題にどの程度の時間がかかるだろうというようなことをあらかじめディスカッションしておくことは、円滑な会議をやっていく上には必要なことです。そのために、コアの人間が何人か話し合っただけというふうなことで、その内容に立ち至って、これこれを決めようというものでない。それを位置づけとしてはっきり認識すべきだと思います。

それから、これも先ほど何人かの方が言われた、表に出して悪い情報云々というところからありましたが、それは決してそうではなくて、例えばそういう議題をやっていこうというときに、こういう話題もある、ああいう話題もあるというのを、ある意味では脈絡なく、運営委員会のところではスタートとしては話し合いをしていくと思うんです。そうい

う話し合いをしていくときに、録音はとられていない、議事録はないという場で、その意味で皆さんが自由な発言をしていったのが、あと、傍聴の方が来られていて、その人のとらえ方として、本委員会が開かれる前に情報が出ていく。こんなことを言っていたよ、あんなことを言っていたよというのが、その傍聴者の方の判断のもとで出ていく。後で議事録として、その運営委員会でディスカスされた内容を確認する方法はない。そのような混乱を招くことが、運営委員会本来の趣旨ではないはずであります。そういう混乱を招いたことが、流域委員会の運営そのものに混乱を招いてくる可能性がありますから、運営をディスカスする場を公開にする必要を感じない。それが趣旨です。情報を隠そうということではありません。

一番大事なことは、ここで開かれたディスカッションをするために、どういう順序でやるのがいいだろうということを自由に発言をして、運営委員会で決めていってください、内容については立ち至ったことはやりません、それが私は、運営委員会の役割だろうと。その意味で、プライバシー云々というようなレベルの話ではないと思っております。

伊藤委員 第2回の運営委員会に出ました。今、川谷委員とか岡田委員からお話がありましたように、運営委員会の議論がちょっと突っ込み過ぎているんじゃないかなと思っております。きょう、この議題が出たときに、岡田委員の提案書がちゃんと出て説明をされておりますからいいんですけれども、この間の運営委員会よりも、この流域委員会の方の議論が低調なんじゃないか。そこが問題ではないかと思えます。

ですから、そういった議論はこの場でされるべきであって、やはり運営委員会のあり方がもう少し明確化された方がいいのではないかと。公開の価値云々は、そこで判断ができるのではないかとと思っております。

佐々木委員 先ほど川谷委員がおっしゃったことは、お話ししようと思っていたことだったんですけれども、運営委員会の目的というものを明確に定める。そして、先ほどから何人もの方がおっしゃっている、何を議題として、どう導いていくかというところを議論する、いわゆるそういうことの進め方(プロセス)を考える場が、運営委員会であるんだということを再度ここで確認をとり、本委員会をいかに効率的に進めるかということが一番メインの役割とする会議が本来の運営委員会であるということをもう少し皆さんに認識していただきたい。公然と意見を述べる場として持つのは、あくまで本委員会であるというところをもう一度考えていただきたい。

先ほど岡田委員が、運営委員会で時間とり過ぎたというお話でしたけれども、運営委員

会では、何を議論するか、効率的に進めるためにはどうすればよいか、細かい部分まで十分練る。しかし、本委員会に向けるための工作をする場ではないということを各委員は把握し、住民の方々には信じていただき、進めていくべきではないかというふうに感じております。

松本委員長 大分たくさんのご意見をいただきました。議論は完全に一致しておりませんが、運営委員会のあり方、あるいは運営委員会でどこまで議論すべきなのか、例えば今回のケースで言えば、運営要領(案)として提案をしようと思えば、運営委員会を公開にするのか非公開にするのかということ、どちらか決めぬと提案できへんやんかと思うんですが、場合によったら、意見が割れたから、本委員会で議論してくださいというふうに投げることも方法としてはあるだろう。

そういうことも含めて、あくまでも本委員会が主戦場で、そこで議論をするんだということの位置づけを念頭に置いて、今後の課題として、きょう出た幾つかのご意見を踏まえて議論をしていく。運営委員会の公開、非公開という件に関しては、流域委員会というのは、公開を原則とした運営を行っていく。その流域委員会の運営を円滑に進めるために、流域委員会の中の組織として運営委員会に議事の取りまとめ、提案等をゆだねるということで、当面は、実務的な問題から、これはいわゆる本委員会と同じような公開をしない。これまでやってきた25名の委員には、いつでも出て発言をしていただける。そして、そこで行われた議論については、プロセスがわかるような形で報告をする。透明性を確保するという前提で、とりあえずはそのような取り扱いで船出をするということで、本日のところはご了解をしていただくのはいかがでしょうか。

岡田委員 私は、今まで発言してきましたように、運営委員会は公開とすべきであるということが持論であります。ただいま言われましたようないろんな制約がございまして、例えばここに傍聴を可能にするための会議室の確保とか、いろんなことがございます。確かに、それは大きな制約であります。また、運営委員会の結果がすぐに一般に公表されるということも、問題がないとは言いませんが、それはそんなに大きな問題ではないと思います。

そういうことをすべて考えますと、今までの運営委員会は、余りにも流域委員会の議論すべきことに立ち入り過ぎていた。したがって、こういうことをなくするために、1つの提案としまして、運営委員会は、流域委員会が終わった後で、委員長が流域委員会の終結を宣言されれば、それから若干の休憩をとって、その日のうちに運営委員会をや

ったらいいと思うんです。そうすれば、別に会場の問題もございませんし、傍聴者も、ほかの一般のオブザーバーの方も、傍聴しようと思えばされますでしょうし、必要がないと思えば、帰られるでしょうし、これは流域委員会の委員も同じことでございます。そういうふうになれば、一々議場の設定というようなことをすることもないし、先ほど長峯委員が言われましたように、体力の問題で、2回も委員会を開くという必要もないし、議場設定の費用も助かるし、委員の交通費も1回で済むわけです。そういう細かいことはさておきましても、そういう案も1つの案であるということを提案させていただきたいと思いません。

実際に、準備会議では、一時運営委員会は別に行われましたが、それから後は、準備会議の後で運営委員会をするということで、何とかそれでこなしてきたわけですから、私は、運営委員会の案件を、次の流域委員会の準備である、本委員会の準備であるということに限定すれば、委員長がそれを確認して、十分にそれでやられるのではないかと思います。

松本委員長 岡田委員の今のご提案に関しましては、準備会議での議題と本委員会での議題というのは、かなり違うんじゃないか。準備会議の場合、どちらかと言えば、運営等についての議論で、本運営委員会は、運営要領とかの運営に関してというよりも、これからは何を議論していくのか、そのためにどういうふうな準備するのかというようなところになってくる。そうすると、本日の第2の議題の議論もかなり長時間に及んだように、取り扱いについては、そう簡単な打ち合わせで済むとは、私は委員長としては、現状では請け負いかねるという感じがします。その辺は、次の運営委員会でまたご意見を出していただいて、今のご提案に関しては、実務的に可能なのかどうかということは、次回の運営委員会で議論をするということで、よろしゅうございますか。

岡田委員 はい。

松本委員長 それでは、もし先ほど私が集約したことでご異存なければ、繰り返しませんが、幾つかの条件、あるいは今後の見直し、あるいは運営委員会の運営のあり方等々について、ご意見が出ましたので、それは一応念頭に置いて、どのように吸収していくかということ、要するに海図なき会議ですから、試行錯誤でやらなければいけないと思しますので、とりあえずはそういう方向でスタートをしたいということで、本件に関してはこれで打ち切らせていただきますが、よろしいですか。

岡田委員 ということは、運営委員会を公開にするか非公開にするかということについ

て、この場で決をとるとか、そういうことではなくて、現状を続けるということですか。

松本委員長 当面は、先ほどの報告したやり方で行う。ただ、そのことによっていろいろな問題点が出てくれば、その段階で見直して、是正していくということだと思います。公開か非公開かをこの場で採決するという気は、私は全くございません。もしどうしてもとおっしゃるんでしたら、徹底的に今から何時間かけても議論をしたいと思います。

岡田委員 そうしますと、流域委員会の運営要領の案は、どういうふうに決まるんでしょうか。このまま案として残るんですか。それとも、成案としてどういう文案になるんですか。ほかの傍聴に関する条文についても、私の言いたいことはございますが、それを言い出すと非常に長くなりますし、どのような取り扱いをされるおつもりなんでしょうか。

松本委員長 今のは、運営委員会の公開の是非にかかわる分だけの結論でございまして、運営要領はこれだけではございませんから、まだたくさん議論がありますので、それに関しては、今申し上げたように、ここに記載している形で進めていく。ちゃんと議事録に残ってきますが、そういう附帯意見をつけた形で、そのくだりについては、一応これでご了解いただくという取り扱いです。それでよろしいですか。

岡田委員 議事の予定もございますから、流域委員会の運営要領(案)という案を取るか取らないかということは、今回できるかどうかということなんですが、もしほかの武庫川の現状云々というパワーポイントなんかをし出したら、議論は中断して、それ以上進展しないと思います。その点については、もう既にかなり時間がたっておりますから、これから最後まで意見を闘わしても、流域委員会の運営要領の案を成案にすることは、私はちょっと難しいと思います。ですから、ここまでということに委員長の方でしていただいて、次はまた次の流域委員会でやるというようにしないとしようがないんじゃないでしょうか。その辺、委員長のご意見をお聞きしたいと思います。

松本委員長 先ほど私が申し上げたのは、これまで議論していたのは、この運営要領(案)の中の運営委員会の公開、非公開に関する議論だけで、その件に関しては、一応この提案どおりに、ここでご了解いただく。ただし、その内容については、今後問題点が出てくれば、見直しを行うということをお附帯条件として議事録にとどめて、取り扱ってはどうかということでもあります。それ以外の項目に関して、住民の意見の聴取とか幾つか重要な項目がございまして、このあたりについては、まだご意見を伺っていませんので、ご意見を伺った上で、運営要領は、皆様のご議論で、本日は持ち越したということになればいたし

方ございませんが、できれば、暫定でも、きょう一応決着をつけておいていただきたいなというのが私の気持ちであります。

問題点があれば、そこについては留保して、また見直していく。一遍きょう決めたから、1年間は不動であるというふうな原則はございませんから、一応決まったということに基づいて運営をしていくという取り扱いでいかがかと思っているわけです。よろしいですか。

岡田委員 何度も申し上げて済みませんが、第2回運営委員会の協議状況の中に、継続案件の運営要領(案)として、運営委員会の公開等と書いてある。このことが、今回の運営委員会を公開にするか非公開にするかということの最終的な文案として出されるのであれば、私は、賛成はできません。そもそもこういう案が出たというのは、もとの流域委員会の運営委員会のことに関して、公開とするか非公開とするかということが何も書いていなかったから、私は、公開をすべきであると。流域委員会の最初の基本方針として、会議は基本的に公開とするということだけを書かれていたので、その公開原則がずっと適用されるものであると私は解釈しておりました。

ですから、ここに書いていないことを公開か非公開かということをするに当たっては、それなりのきちっとした条文が必要ではないかと思えます。ここに書かれていることは、要するに非公開とすることの理由づけであって、はっきりとした条文に書くべきことではないと思うんですね。要するに、文案としては、公開とするか非公開とするか、非公開とする場合にはこうする、非公開とするが、ただし、こういう条件の場合は公開とすると、こういうふうに書くのが、条文としては普通の書き方ではないかと思うんです。それを正確に書かなければ、文案としては、私はおかしいと思えます。

したがって、この公開か非公開かということの問題については、私は、次回また改めて十分な時間をとって討論する方がいいんじゃないかと。そのほかのところは順次進めていただいたらどうかと思えます。

松本委員長 第2回運営委員会の協議状況という協議結果の内容に関しましては、運営委員会でこのような意見が出たという書類であります。括弧で囲んでいる部分が結論的な部分であります。したがって、第2回運営委員会では、岡田委員はご指摘のようにご主張はされたんですが、当日の委員会としては、このような内容で一応まとめたということのご報告でありますから、条文でも何でもないわけであって、この中身が間違っているのであれば、修正すればいいんですが、そうでなければ、第2回運営委員会の協議結果ですから、それはそれでいいのではないかと私は思いますが。

そして、運営委員会は、要するに流域委員会の指示に基づいて準備をする場ですから、流域委員会で、このやり方はぐあい悪いということになれば、次回ないしはそれ以降、また改めたら済むことであって、一遍きょう決めたから未来永劫変わらないというふうなご理解の仕方でもなくてもいいのではないかと私は思うんですけれども、違いますか。

岡田委員 委員長の言うことは、大筋において了解しましたから、運営委員会の公開、非公開のことについて、新しく運営要領の中に1項を設けて条文をつくるのであれば、そのことを本日ここでやることについては多少時間がかかると思いますから、それだけはペンディングにして、その他の条件を先に進められたらどうかというのが私の意見でございます。

松本委員長 運営要領の中には、運営委員会を公開も非公開も記載はしてなかったですね。文章はなかったと思うんです。だから、その委員会をどのように運営するかというのは、流域委員会が自発的に決めたらいいことですから、それを決めるに当たって、運営委員会から、やっぱり公開しよう、あるいは非公開を続けようということをその都度諮っていけばいいことです。岡田委員がおっしゃっている部分に関しては、現在提案しております要領(案)の中には、運営委員会は非公開であるとか何とかということに記載しているわけではなくて、第2回の運営委員会では、一応そのようなまとめ方をしたので、こういう取り扱いでいかがかというふうに本委員会にご提案しているわけで、そのことに関して、先ほどから申し上げましたように、当面はこの取り扱いで進めるが、幾つかの問題点があって、そういう問題が顕在化してきた場合には、改めて協議して、見直していったらいいのではないかとこの附帯意見がついたということで、この件に関しては、本日はご了解いただければどうかというふうに私はご提案しています。

奥西委員 確認のための質問ですけれども、第2回運営委員会の協議結果の1の2議事録について書いていますが、この議事録自体は公開されるという認識でよろしいでしょうか。

松本委員長 ここで言っている議事録というのは、今お手元に行っている、この文章であります。だから、本委員会の議事録のように、個々の委員のご発言が全文議事録として公開されるという取り扱いはしないということが、先ほど岡田委員からもご指摘がありました下の方の意見としてあるわけで、運営委員会の協議の概要というのは、この文章のことを指しています。

奥西委員 それは公開されるという認識でしょうか。

松本委員長 既に傍聴席にもお配りしています。

奥西委員 わかりました。

岡田委員 長々と済みませんが、これが公開されるのであれば、運営委員会は、自由に意見が言える場としてほしいというこの文案は、ちょっと直していただきたいと思います。もしこういう発言があったとすれば、気楽に物が言えるとか、あるいはリラックスした雰囲気、困気で物が言えるというような意味で発言されたのであると思います。自由に意見が言えないというようなことを、こんな発言があったと、武庫川流域委員会の運営委員会の公文書として、議事録として出して、それで通るということは、私はちょっと理解できない。事務局がこういう案を書かれたのであれば、河川当局者の方からも、それについて説明をしていただきたいと思います。

松本委員長 これは、前の運営委員会でもご報告しましたが、この概要に関しては、私が最終チェックをして、委員の皆さんに配付するというところで、ご了解を得たものであります。私の責任であります。今のくだりの部分、そのように私は読めないんですが、読めるとすれば、この項目は別になくてもいいのではないかと思いますので、この場で削除をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

(「結構です」の声あり)

では、そのような取り扱いをさせていただきます。

それでは、随分時間が押ししましたけれども、運営要領(案)に関しまして、その他の取り扱い、とりわけ住民意見の聴取等については、リバーミーティングといういわば私たちが造語をしたんですが、武庫川リバーミーティングという形で、公聴会というか、ワークショップ的な形で、自由に意見交換をするというふうな場を適宜開いていく。第1回は、本日までの傍聴に来ていただいた方々を主な対象にして、早急に企画をしたいというふうな提案をしておりますが、このあたりも含めて、あと、できれば、速やかに議事を進めたいんですが、ご意見があれば、伺いたいと思います。

岡田委員 私は、私が提出しました意見書の一番最後に書いておりますが、傍聴者の件について、3項、4項、6項は不要であるということを申し上げました。なぜ不要であるかといいますと、第2回準備会議以来今までずっと、会場の受付で配付される文章の中で、傍聴される方へのお願いということが書いてございまして、その中に、傍聴席では静粛にさせていただきたいとか、もっと前には、拍手をしないでほしいとか、いろんなことが書いてありました。そして、そういうようなことで、ほとんど傍聴者のことについては問題は

なかったわけですから、傍聴者のことに対して、余り制約をかけるようなことはする必要がないのではないか。するべきであるとかないとかということじゃなくて、する必要がないんじゃないか。傍聴される方へのお願いという文章で、十分役目を果たしていると思います。

それから、これも、運営委員会で言うたとか言わぬとかいうことになるんですが、傍聴者の名前とかそういうことを書いてもらうということをし新しくつけ加えられました。そういうことについて、これは必要条件ですか、絶対書かなかったら、傍聴者として入場できないのかということをお聞きしたら、そういうことではありませんと言われました。今、委員長もそう言われました。私は、要領とか条文に対して、はっきりこうしなければならぬとかということ以外に、どうでもよいということをお書きする必要がないと思うんですね。

ただ、もし必要があるとすれば、委員長は、退場を命ずることができるということで、議事の運営に対して、余りにもそれが妨害されるようなことがあったら、退場を命じる権利は委員長にありますから、それは書いてもいいけれども、それ以外のことは、書いても余り意味がないんじゃないかと思うんです。こんなことで、条文をわざわざつくるということ自身が、私はちょっと理解できないと思います。

松本委員長 今のご指摘の件は、私、ご報告の中で申し上げましたように、6条の3、4、5、6は、運営委員会として、実際にこれの準備をする、実務をする事務局として、どう取り扱ったらいいかということの打診もあったりして、まあこういう取り扱いでいいのではないかと。名簿も、先ほど申し上げた、例えばバーミーティングを開いたりするときに、案内を出したりするのに必要じゃないかというようなことも含めて、これは社会常識の範囲内でいいじゃないか、もちろん強制はしないということで、一応内容については了解点に達した。

ただ、今岡田委員のご指摘のように、運営要領として、このように記載する必要はないんじゃないかということについては、皆さんそういうようなご意向がございましたので、とにかくこの場でこういう取り扱いをしますということの確認をしてもらった上で、この3、4、5、6は削除するというふうに私はご提案を申し上げたと思いますが、そのようにしたいと思います。

6の会議場の指揮、運営についても、こんな条文があろうがなかろうが、私は、委員長として必要があれば、断固たる措置をとらせていただきますので、こういう条文には依存

はいたしません。だから、岡田委員のご提案は全くそのとおり、報告の中に盛り込まれていると思います。

岡田委員 ありがとうございます。私は、それで結構です。

奥西委員 私の意見書に、第6項について1点書いておりますが、実は、四国の肱川の流域委員会で、もめごとの結果、刑事事件にまで発展するということがありました。私は、その詳細は十分には承知しておりませんが、私が見るところ、不信感の増幅がああいうことになってしまったのではないかと思いますので、武庫川の流域委員会で、そういう不信感を増幅させるような仕掛けが内蔵されるということにはなるべく避けたいというぐあいに思います。特に、この委員会に出席するある特定のグループをあたかも仮想敵国のごとく書くというのは、非常によろしくなろうと。

もう1つは、進行を妨げているかどうかの判断を一個人に任せたような表現は、実際そういうことになるとは私自身思っておりませんが、要らざる不信感の温床になるんじゃないかという気がするので、私の書いた提案は、案として熟していないと思いますけれども、例えばということで書かせていただきました。

松本委員長 今の奥西委員のご意見も、6という項目が必要ではないということのご意見で、そういう威圧を与えるという懸念をなくすためにも削除するということで、先ほどご提案させていただいたとおりであります。

特にほかになければ、この流域委員会の運営要領の案は、先ほどの附帯意見を付してご承認いただいたということで、当面はこの要領でもって運営していくということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

では、やや時間を押しましたが、これで第1議題の流域委員会の運営要領に関する議論を終わりたいと思います。

ちょっとここで休憩をとりましょうか。第2議題は、武庫川の現状と課題であります。これに入る前に10分休憩をとって、20分に再開いたします。

(休憩)

松本委員長 では、再開します。再開の前に、先ほどご了解いただきました運営要領ですが、ちょっとミスプリントがあったようです。裏面の第7条、住民意見の聴取の最初ですが、「広聴会、武庫川リバーミーティング等」とありますが、この場合は「公聴会」ですね。というご指摘を今いただきましたので、訂正させていただきます。

それと、もう1点、冒頭にお諮りしなければいけなかったんですが、本日の会議の議事録並びに議事骨子の署名人についてお諮りするのをうっかりと落としておりました。今回の議事録の署名人は、私ともう1人、池添委員にお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

池添委員 はい。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、2つ目の議題に入ります。武庫川の現状と課題に移らせていただきます。

本件につきましては、先ほど申し上げました第2回の運営委員会において、この議題を上げるということになりました。ついでながら、あとの第3議題とあわせて、運営委員会で、なぜこのような議題を上げたかということについて、簡単にご報告をしておきます。

第2議題の武庫川の現状と課題は、本日ご提案しておりますのは、河川管理者の兵庫県が、武庫川の現状と課題についてどのように認識しているかということについて、まず聞かせてもらおうということでもあります。当然ながら、本委員会25名の委員が、武庫川の現状と課題についてどのような認識をしているか、どのような問題点を感じているかということについては、そういうことを議論していくのが本委員会の役割でございますが、その前に、河川管理者自身がどのようにとらまえているかということをご共有しておいた方がいいのではないかということで上げたわけでもあります。

ただ、その際、これからこういう話を聞いて、今後どのように私たちが議論を展開していかねばいけないのかということについて、第2回の運営委員会の前に、お二人の委員から意見書ないしは提案をいただいております。これは、本日の資料の中に入っておりますが、田村委員と中川委員からであります。お二人それぞれ中身は違いますが、いずれもこれから当委員会がどのような議論の展開を行っていかねばならないかというプロセスについて、中川委員は、8つのプロセスについてご提案をいただいております。また、田村委員からは、これから私たちが議論をしていく対象範囲をどのように位置づけるのかということでもあります。単に河川敷の中の川の問題だけではなくて、もっと広い視野で、まち全体、流域全体を対象にした視点が必要ではないかというご提案でございます。これについても、運営委員会では、お二人からお話を聞かせていただきまして、これは当委員会の任務の基本にかかわる問題であるという議論になりました。

1つは、当然ながら、武庫川というのは、川だけの問題ではなくて、広い流域全体を総合治水の観点から考えていかねばならない。しかし、現実には、縦割りの壁があって、そ

れがうまくいかないような現実も多々あるのではないか。しかしながら、そんな中でも、兵庫県自身は、総合治水の考え方を打ち出して、組織もつくって、森川海の再生プランも、理念としては提起している。そうしたことをただのポーズ、作文にしないためにも、もっと具体的に流域全体を視野に入れた議論が必要ではないかというふうな議論が行われました。また、川の氾濫に対する制圧というのは、川だけでは考えられない。必然的に森林も含めた流域全体を対象に考えていかねばならない。ダム問題についても、果たしてダムの代償がペイするのかどうかということ幅広く検討することが必要である。あるいは、周辺地域への波及効果のある提言を私たちは目指していくべきではないかというふうな議論がありました。

多様な意見、考え方が出される中で、基本的には世界の川づくりの新しい潮流なども念頭に置きながら、川の問題を範囲を広げて考える。ただ、その場合も、まちづくり一般論、例えば、言葉で言えば、川を生かしたまちづくりという、まちづくりを考えるのではなくて、まちを生かした川づくり、まちを生かしていく、人を生かしていく、そのための川づくりを考える。川にポイントを置きつつ、広い視野から取り組んでいくべきだろうというふうな観点で、おおよその意見は一致したわけであります。

したがって、本日の河川管理者からの武庫川の現状と課題についてのご説明に対して、今後当委員会は、そうした観点から取り組んでいくことが重要であろうというふうな議題の取り扱いについての意見を付記して、本日の議題になったということであります。

第3議題の河川整備基本方針並びに整備計画の事例については、2つの基本方針が後ほどご紹介される予定になっております。これも多様な取り組みの一つの事例として出されているわけでありますが、これも一つの地域の事例であって、我々がどう取り組むかというのは、本委員会の主体性の問題であろうということ前提にしての議題としての採択、提案でございます。

それでは、今から河川管理者からの説明をいただくんですが、冒頭に私が申し上げましたように、本日は、各委員がどのような認識を持っているかという意見を開陳するには少し時間が足りないので、次回以降に持ち越す。河川管理者の説明を聞いて、それに対する質疑に本日はとどめたいと思っております。

田村委員 河川管理者さんから現状と課題についてご意見を伺う、それも当然大事なんですけれども、私は、常々言っていますように、武庫川流域委員会として、どういう対象で、どういうことを考えていく必要があるのか、議論をしていく必要があるのか、あるい

は調査研究をしていく必要があるのかというようなことをみんなで議論した上で、その中で、河川管理者さんで過去に何回も検討された内容、あるいは詰めてこられた課題とかを教えてください、我々がまた議論をしていくという、そういった繰り返しが必要だと思うんです。

過去2回、前回は、河川法の改正に伴う河川整備方針、あるいは河川整備の計画の中身を教えてもらいました。今回は現状と課題ということなんですけれども、先ほど言いましたように、我々がどういうステージで何を議論するのか、最終目標は何なのかというのをよく議論した上でやらないと空回りすることになっていくんじゃないか、あるいは議論がかみ合わないということになると思います。

そういったことで、できましたら、今申しましたような、我々がどういったポジションでどういうことを考えていくのかというのを、これはあくまでも私の試案なんですけれども、提案させてもらいまして、それに対して各委員がどういうふうにお考えなのかというようなことを一度議論させてもらえればありがたいと思います。その上で、管理者さんの現状と課題の部分はここだよというような、逆の回し方をする必要があるのかなと。でないと、審議会ではありませんので、審議会の場合は、事務局、あるいは河川管理者さんから議事提案、内容提案がありまして、それに対して審議をするということなんですけれども、ゼロベースからの委員会ということですので、やはり流域委員会の各委員が主体的にいろいろなことを進めていく、あるいは提案していくというようなスタンスでやっていくべきではないかと思っております、できれば、そういう時間をとっていただきたいなと思っております。

松本委員長 わかりました。私、今、この議題を運営委員会から提案した背景と注釈を申し上げましたが、いずれにしても、河川管理者の認識をお聞きするのとあわせて、田村、中川両委員のご提案、意見書を議論の俎上にのせる予定にしておりました。

後先の問題ですが、今の田村委員の進行についての動議のように、全体私たちがどんな展開をしていくのかというふうな認識を、これは議論をするというところまでいかないと思いますが、少しご提案を聞いておいてから、県の方の話を聞いた方がいいかなというふうな感じもしてきました。ちょっと順序を入れかえて、先に田村委員と中川委員のこれからの議論のプロセスに関してのご提案をお聞きして、田村委員のご意見のあったように、それについて議論をする時間は、きょうははしよらせてもらいますけれども、ご提案をお聞きする。それを念頭に置きながら、県の方の武庫川の現状と課題についての認識をお聞

きするというふうに、段取りを前後させたいと思いますが、いかがでしょうか。そのような扱いをさせてもらっても、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

では、手短に田村委員の方から、引き続き中川委員の方から、お手元の資料にありますご提案の趣旨をお話しいただきたいと思います。

田村委員 そうしましたら、第4回流域委員会資料3という中の岡田さんのページの次に私の提案書というのがございます。前書きをただらと書いていますけれども、先ほども申しましたように、ここに参加しておられる流域委員の皆さんというのは、それぞれ立場も違いますし、関心事項も違います。同じ課題がありましても、優先順位も違うでしょう。そういう中で、武庫川について、それぞれが何を考えて、何をしようとしているのかという、その場面、あるいは方向性みたいなものを一度議論しておく必要があるんじゃないかということで、提案させてもらっています。

2ページ目に、A3判でフローがございます。私は、いろんなことを考えるのに、いつもこういうA3のフローをつくるんですけども、今回も、私のわからないところも含めまして、A3でまとめてみました。

まず、AからEという縦の項目がございます。Aというのは、この流域委員会にかかわる計画、あるいは河川管理者さんがつくる基本方針等にかかわる、把握しておかなければいけないような全般的な調査項目なり検討項目というふうに理解してください。

Bは、主体ですけれども、河川区域、あるいは堤内地、堤外地で言いますと、堤外地にかかわる調査あるいは計画、あるいは目標、そういった項目です。

Cは、私が常に主張していますように、河川のエリアだけではなくて、その地域づくり、まちづくりとあわせて、効果のある計画なり整備あるいは改善ということがやっぱり必要ではないかということで、流域とか周辺地域にかかわる項目、これもお金がかかったり時間がかかることですが、できれば一緒に考えていく中で、よりよい特色のある武庫川らしい計画ができるんじゃないかというふうに期待しております。

Dは、それをどういう形で進めていくのか、これは、どちらかというところ、プロセスなり情報公開、あるいは住民参加というようなところでございます。P IとかP C - -パブリックインボルブメント、あるいはパブリックコメント、そういったことを、広報活動も含めて、どういう視点で、どういう形でやっていったらいいのかという課題です。

Eはスケジュールですので、順次左から右に流れていったり、あるいはこれは単純に左

から右に流れる、あるいは上から、あるいは下から流れてくるということではなくて、場合によっては、真ん中から出て、逆戻りするケースもあるでしょうし、循環するような流れもあると思います。

とにかく、こういうフローを1つ用意しておけば、いろんな議論が、何について議論しているのか、その議論の位置づけがどうなのか、あるいはこれからどっちの方向に向けて議論していくのかとか、そういったことが明らかになりますので、できれば、こういうフロー、テーブルを皆さんで用意していただければと思います。

余り時間ありませんので、Bの方からいきますと、B-0で、前提条件ということで、調査とか計画の対象範囲とか今回の調査主体、計画主体というようなこと、それから既存の武庫川にかかわるいろんな調査データがどういうふうにあって、どういうふうにそれが活用できるのかできないのかというようなことも整理しておく必要があります。

B-1というのは、現況にかかわる項目、一般的な項目で書いていますので、もっと細かい項目があるんでしょうけれども、河川の現況と沿革にかかわる調査 - - 査が抜けていますけれども、河川環境、治水、防災にかかわるもの、あるいは利水にかかわるもの、あるいは水の利用とか親水等にかかわるもの、あるいは維持管理にかかわるもの、あるいは本流には既設のダムはないんですが、支川には幾つかダムがありますので、そういったものにかかわるもの、そういったものを調査、把握しまして、B-2で、課題整理をするわけです。

河川環境上の課題、治水・防災上の課題、利水の課題、利用・親水上の課題、その他もろもろと。このときに上流、中流、下流とありますけれども、武庫川の場合は、単純に上流、中流、下流ということではなくて、周辺地域環境というか、土地利用というか、それが上、中、下流で随分違います。中流の方が、どちらかというところ、山岳地形になっていたりしています。そういった意味で、大きなゾーニングとか、河川を考えるとときの特性エリアをうまく分けて、それで1から6のような課題出しをしていけば、もっとわかりやすくなるのではないかという、一つの河川カルテのようなものをつくって考えればわかりやすいんじゃないかと。その他の課題のところでも、上、中、下流の相互協力体制とか、いろんなことを書いています。

それから、その課題なりを評価分析しまして、一番大事なところの河川環境のこれからのあり方、あるいは治水、防災のあり方、利水その他のあり方というのを考えていくわけですが、B-3-2が一番皆さん方の関心事ですし、一番大事なところだと思います。

す。これも、流域総合治水としてどこまで本当に考えられるのかどうか、私は専門家ではないので、この辺がよくわかりませんが、上流の森林保全をして保水力を高めて、なるべく本流に負荷をかけないというようなことも当然必要なんですけれども、そのあたりをどこまで確証を持ってできるのかできないのか、そんなことも重要ではないかなと。そのほか、河川改修、あるいはダムの有無による治水調整、これらをあわせたようなシミュレーション解析とか分析、評価、そういうことをして、治水、防災のことを考えていく必要があるのだろうと。

あと、利用とか親水とか、河川空間をいかに人々が日常的に近づきやすい空間にするか、利用しやすい空間にするか、あるいは西宮、宝塚の市街地では、まさに武庫川がまちの真ん中を流れているわけですので、都市景観、都市の風景としてのあり方、いやし空間としてどういうふうに活用するか、つくっていくか、あるいは宝塚とか西宮ですと、これは緑地に指定されていますので、市街地の緑がないところで、都市計画上も、武庫川というのは大きな緑地面積を占めている。都市行政の方とあわせて、有効な施策なり計画を打ち出す必要があるんじゃないか。

そういうことを分析、評価しながら、B - 4の河川整備基本方針、あるいは河川整備計画というものをつくっていくのかなというふうに思います。

こういうことを考えますのに、Aの本委員会のいろんな計画調査にかかわる関連計画とか事業計画がございます。各地域の都市計画マスタープランとか総合計画、あるいは県の総合ビジョン、総合計画、環境基本計画、そんなこととどうかかわるのか、また日本全体の社会全体の動向がこれからどうなるのかというようなことも、それなりにかかわってくるんじゃないか。

それで、A - 3これはB - 3にもリンクするんですけれども、基本的な理念としてどういったことを考えていくのか、いかなければいけないのかというようなことをやはり議論していく必要がある。

本来ですと、どこの河川整備基本方針、基本計画を見ましても、大体AとBで終わっているんですけれども、今回は、先ほども申しましたように、篠山から西宮まで幅広いエリアを周辺に持っているということで、防災、治水だけではなくて、いろいろな意味で重要な河川だと。そういう意味で、地域の都市づくりとリンクさせていく必要があると思います。当然、河川管理者がやることですから、100%はできません。さっきの委員長の縦割りの話もありますので、できませんけれども、都市の方から見て、武庫川をどう利活用す

るか、どう保全するか、そういったことも必要ですので、C - 1のそれに必要な地域条件調査、あるいは地域の課題とかを分析しまして、C - 4の周辺地域整備への提案というか、足出しというか、そういったことまでやっていって、BとCが一体になったすばらしい計画にしていければというふうに思っているわけです。

Dにつきましては、きょうも、運営委員会のあり方とか、委員会のあり方とか、随分議論されていますので、これはそれなりに適切なことで進んでいくのだろうと思います。

あと、D - 2、住民意見の聴取とありますけれども、これはいろんな段階で、いろんな形の意見交換なり聴取の方法があろうかと思います。

ちょっと走りまわりましたが、基本的には私はこういうスタンスで考えていきたいなと思っていて、この中で、当然これまでに河川管理者さんでいろんなデータをつくられていると思いますが、それがどの位置にあって、それで足るのか足りないのか、もっとこういう視点で、こういう調査が要るんじゃないか、あるいは委員会として別途、例えば委員有志でいろんな調査をすとか、そんなことも必要でしょうし、これはいろいろあると思います。そういうことを含めて、このシートについて、また後日議論いただければというふうに思っています。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。これは、どのように我々が河川整備計画をつくっていくかという流れ、それをA、Bにかかわらず、Cの周辺にも広げようというご提案で、冒頭に運営委員会での議論を少しご紹介しましたが、基本的な当委員会の任務にかかわることになるかと思えます。これの議論、各委員のご意見、質疑は次回以降に回させていただきたいと思えますので、一応田村委員からこのようなご提案がされているということ念頭に置いていただければいかがかと思えます。

それでは、中川委員のご提案もあわせて……。

中川委員 お時間をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。時間も限られておりますので、手短にご提案させていただきたいと思えます。今の田村委員の次のページにある1枚の資料でございます。

提案内容は、2点ございまして、そこに1、2と書かせていただいた2つです。

1点目は、この委員会における現状と課題というものをどのように認識するかということに関する提案です。そこに書かせていただいたとおりですが、要点だけ申し上げますと、武庫川の現状と課題について、この委員会での認識をつくっていくというのは、共有のブ

ロセスで、我々の委員会自身がつくっていかねばならないということ、まず委員会としてきちんと把握しておく必要があるだろうというご提案です。

2点目は、その現状と課題をどのように共有していくかという具体的なプロセスをご提案したものです。左から右に順番に8つのプロセスを提示させていただきましたが、1つは、正確な事実の確認です。2つ目が、既に行われてきた対策があれば、その対策を把握する。3つ目のプロセスは、それらに対する現存する懸念、これは3種類そこに書かせていただいたとおりにあるかと思えます。大事なのは3つ目の、過去の災害発生の実態はないけれども現存する懸念というものもきちんと取り上げておかなければいけないという提案です。次に、4つ目のプロセスとして、これらのところから取り上げるべき公共課題を共有、把握する。5つ目に、それぞれの課題についての直接的な原因を明確にする、あるいは共有する。さらに、6つ目のプロセスとして、根本的な原因というものを把握する。ここまでが現状と課題についての共有のプロセスです。

6まで至りましたら、次に、7つ目のプロセスとして、それでは、実際に5の直接的な原因に対してとり得る対策案というのは、代替案を含めて、どのようなものがあるのかということを検討する。同じように、8つ目、最後のプロセスとしましては、根本的な原因に対して、どのようなとり得る対策案があるのかということ議論し、共有していく。そういう8つのプロセスでございます。

なお、これは運営委員会の議論の中でも少し出たのですが、こちらが本委員会ですから、少しつけ加えさせていただきますと、運営委員会のときに出ましたご意見は、これは計画を立てるときのプロセスであって、こうなるとすごく細かくて方針を立てるのにはなじまないのではないかと。当然私もそのことは理解しております。

ただ、武庫川の治水を総合的に考えるときに、例えば総合治水をやりますとというふうに申し上げたところで、具体的にそれをどう実現するのかという実現できる手段を持たないまま、基本方針として総合治水をやりますとというふうにも書いても、恐らくそれは絵にかいたもちに終わってしまうだろうと。であるならば、それを実現できるきちんとした方法論、つまり7ないし8といったものをこの委員会の中できちんと議論した上で、基本方針というものを提案する責任があるのではないかとというふうに考えましたので、この8つのプロセスをご提案させていただく次第です。

ですので、この後の議事として、河川管理者さんからの認識としての現状と課題の共有というものをご説明いただくわけですが、それはあくまでも河川管理者さんが把握

しておられるところの現状と課題というふうに我々は受けとめるべきだという意味でのご提案です。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。

お二人のご提案、いずれもこれから私たちの委員会がどのような議論をしていくかということかと思えます。中川委員のご提案も、最後に触れられた方針策定と計画策定ということについては、どこかで議論があったと思いますが、方針をつくって、それから計画策定という、計画の中身は後からというわけにいかないだろう。多分計画の中身に踏み込んで、方針の部分だけを先に繰り出していくというふうな議論展開になるのかもわかりませんが、その辺、これから皆さん方でご議論をいただく課題にしたいと思えます。

中川委員のご提案も、今後の議論の中で、皆さん方からご意見をいただくということにして、こういうご提案があったということ念頭にとどめる形にさせていただきたいと思えます。

それでは、県の方の説明に入りますが、既に本日予定されております時間、4時が迫っております。少し時間のかかるご説明で、もう1つ議題が残っています。それで、会議の時間の延長をお諮りしたいと思えます。もともと2時間半の設定は無理だなと思っていたんですが、今から県の説明が40分かそこらはかかると思えますので、小出しではなく、思い切って1時間半延ばして、5時半まで延長させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか - -。

ご予約がございまして、途中退席される方は、ご随意にお願いしたいと思えますが、5時半終了をめぐりにこれから進行していきたいと思えます。

では、県の方からよろしくお願ひします。

前川 河川計画課の前川と申します。

それでは、武庫川の現状と課題についてご説明します。

武庫川の現状と課題については、次の項目について説明いたします。

初めに治水の現状、2点目として利水の現状、3点目として環境の現状、最後にこれらの課題です。

治水の現状については、以下の項目についてご説明します。

初めに、武庫川の現状についてご説明します。

武庫川は、兵庫県の南東部に位置しており、流域には西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、

神戸市の北区、三田市、篠山市が含まれます。

流域の状況です。

緑色に囲まれた区域に降った雨は、すべて武庫川に流れ込みます。市街化が著しい下流域と山地、農地、市街地が混在する上流域の違いがわかります。

流域の地形は、図のように、北側に山地、南側に低地が広がっています。川沿いでは、上流の三田盆地と下流の低地の間に山地があり、これが渓谷部となっております。地質は、地形と対応しており、山地部分は火成岩、低地と盆地部分は堆積物から成っています。流域の山地は、ほとんどが火山性の流紋岩類から成っております。西側の六甲山地は、深成岩の花崗岩です。この花崗岩の貫入によって武庫川の中流部が隆起し、武庫川がそのままの流路を削ったために、渓谷が形成されました。

武庫川は、中流が最も河床勾配が急で、上流が緩やかという特徴的な勾配をしています。兵庫県下の主要な河川と比較しますと、河床勾配が緩やかなことがよくわかります。

それでは、武庫川における水害の歴史についてご説明します。

まず初めに、明治、大正時代の水害についてですが、そのうちの代表的な水害を3例紹介します。

明治29年8月には、台風による大雨で、堤防が決壊し、今津村、瓦木村 - - 現在の西宮市ですが - - で、浸水、家屋流出などの被害が生じました。

明治30年9月には、台風による大雨で、堤防決壊 331カ所、死者21人、家屋の流出・破壊 348戸などの被害が生じました。

大正11年7月では、梅雨前線による大雨で、堤防決壊7カ所、死者9人、全壊2戸、半壊14戸、浸水2,987戸などの被害が生じました。

次は、昭和以降の水害についてご説明します。

これは、武庫川流域に降った甲武橋上流域での流域平均降雨量のうち、24時間の毎年最大値をグラフにしたものです。

主なものとして、昭和35年8月29日は、24時間 234mm、昭和58年9月27日は 206mm、最近では、平成11年6月29日で 184mmです。

このような雨が降ると、どのような状況になるかというと、これは昭和58年9月27日の台風10号のときの状況です。

武田尾、生瀬、宝塚付近では、川から水があふれ、河口付近では、水位が堤防付近まで上がりました。

そのときの雨の分布状況です。等雨量線図と言います。24時間に降った雨の総雨量で示しております。

昭和58年の降雨は、下流での降水量が多くなっております。

時間ごとの雨の降り方を見ますと、後半に集中して多くの雨が降っていることがわかります。阪神電鉄橋梁では、桁下まで水位が上昇しました。さらに、武庫川の一部では、洪水が川からあふれ、浸水被害が発生しました。また、高水敷などに大きな被害を受けております。

これは、昭和35年8月29日に、台風16号により、24時間で234mmの雨が降ったときの状況です。西宮市では、北部で被害がありました。

そのときの雨の状況です。昭和35年の降雨は、上流での降水量が多くなっております。前半に集中して、多くの雨が降っていることがわかります。

これは、平成11年6月29日に、24時間で184mmの雨が降ったときの状況です。

武田尾で、川から水があふれ、生瀬、宝塚付近では、水位が上昇したため、避難した地区がありました。

そのときの雨の状況です。平成11年の降雨は、下流での降水量が多くなっております。

同じく、時間ごとの雨の降り方を見ますと、宝塚雨量観測所での降雨が最も多く、後半に雨が集中しているのがわかります。

次に、河川改修の経緯についてですが、これは今から約80年前、大正9年から昭和3年にかけて実施された河川工事の図面です。

当時、武庫川から枝川と申川が枝分かれしており、氾濫を繰り返しておりました。このため、枝川と申川を締め切って、その跡地を売却し、それを武庫川の工事費に充て、川の底を掘り、堤防を築く河川工事が行われました。枝川と申川の跡地には、現在は甲子園球場が建てられております。

この写真は、大正時代に行われた護岸工事の様子です。武庫川は、大正9年より約10年間を費やし、河口から逆瀬川合流点までの改修工事を行っております。また、昭和8年より25年までに、三田市山田川合流点から相野川合流点までの改修を行いました。その後、昭和35年度より小規模河川改修事業、昭和45年より中小河川改修事業により、築堤、掘削、護岸などを実施してきました。

この写真も、大正時代に行われた堤防工事の様子です。

次に、近年の河川改修工事について説明いたします。

河口から国道43号までは、昭和37年より約3kmの区間を高潮対策事業により工事を行いました。昭和58年の洪水で大きな被害を受けたことから、昭和62年より、国道43号から広域基幹河川改修事業により名塩川合流点に至る約16kmの区間の河川改修工事に着手しております。この工事は、おおむね昭和58年当時の洪水が安全に流下できるように、河床掘削などによって洪水の流下断面を大きくするものです。また、この河川工事とあわせて、市街地の上流に武庫川ダムを建設することで、さらに洪水に対する安全性を広範囲に向上させることとしております。

このように、これまで河川改修事業と武庫川ダム建設事業を組み合わせた治水対策が最も効果的で現実的な対策であるとして、事業の推進を図ってきました。また、上流部では、広域基幹河川改修事業、災害関連事業及び災害助成事業など、さまざまな河川改修工事を行いました。

この区間から上流は、現在広域基幹河川改修事業で河川改修工事を行っています。

武庫川では、下流の河川改修工事は、主に河床掘削や護岸工事を行っています。上流での河川改修工事は、主に河床掘削や護岸工事及び築堤を行っています。

次に、武庫川の治水安全度についてですが、治水安全度は、治水計画上の目標とする安全度で、流域の規模、人口や資産などから決定されます。例えば、1/10年確率などと表示し、これは平均して10年に1回程度の割合で発生する雨が降った場合の洪水に対する安全度をあらわします。

さきのご説明と重複しますが、昭和58年の水害を契機に、国道43号から広域基幹河川改修事業により、名塩川合流点に至る約16kmの区間の河川改修工事に着手しました。この工事によって、武庫川の治水安全度は、1/17年程度を目標に、これまで着実に向上してきましたが、河川改修工事には多くの費用や長い期間がかかるため、部分的に工事が完成せず、いまだ治水安全度が低い箇所も存在しています。

この図は、上流部の治水安全度を示したものです。三田市街地では、10/1年程度の治水安全度を目標に河川改修工事を進めてきました。また、上流側の相野、藍本区域では、災害関連事業や災害助成事業及び小規模河川改修事業など、さまざまな河川改修工事を行っており、治水安全度は1/10から1/2年程度となっております。

青野ダム付近を上空から見た様子です。

青野ダムは、治水目的とあわせて、北摂、北神地域の水道用水をためています。このダムは、洪水のときのために、洪水調節容量560万m³を確保しており、洪水時に水をため

ることにより、下流河川の流量を減らし、洪水氾濫を防ぐ計画となっております。

これは、武庫川流域及び下流市街地の土地利用の状況を示した図面です。緑が田畑、白が森林、赤が市街地をあらわしております。

このように、大正10年ごろには、流域のほとんどが田畑と森林でした。それが昭和25年になると、上下流とも少しずつ市街化し、平成5年になると、上下流とも市街化が大きく進んでおります。

この図は、各市の行政区域内の人口推移で、昭和25年と平成5年の人口を示しております。市街化が進むとともに、人口も大きく増加しております。

この円グラフは、流域の最新の土地利用状況を示したものです。市街地が全体の16%、田畑も16%、森林が63%、その他が5%となっております。

引き続き、利水の現状をご説明します。

水利用の概要ですが、農業用水としての利用は古くからあったわけですが、現在では、下流部の市街地化により水道用水としての利用のウエートが高くなっております。支川に水源としての既設ダムが5基あります。その位置を図に赤丸印で示しております。

流域内の代表的な雨量観測所とその年間雨量を図表に示しております。

流域中央部の三田盆地で雨量が少ないこと、平成6年の渇水時の雨量が異常に少なかったことが読み取れます。流域平均の年雨量は1,371mmで、全国平均の1,600mmに比べて、少ないことがわかります。これは瀬戸内気候の特徴でもあります。

自然流況とは、取水排水など人為的操作を伴わない自然状態で流れてくる流量のことです。流況における豊、平、低、渇の流量の定義は、表の注釈のとおり、平水流量が年間のほぼ中央値、低水流量が年間の4分の1の日数、渇水流量が年間10日間はそれを下回る流量をあらわします。渇水流量は、大河川では $1 \text{ m}^3 / \text{s} / 100 \text{ km}^2$ が一般的と言われております。武庫川の 0.22 m^3 という値は、渇水時の流量が非常に少ないことを示していますが、中小河川では、その渇水流量が $0.2 \sim 0.3 \text{ m}^3$ となっている例は少なくはありません。流域が瀬戸内海型気候区に属し、雨が少ないことが流量の少なさの主な原因とも考えられます。

生瀬橋地点は、武庫川扇状地の扇央部分に当たり、下流市街地の最上流端に位置するので、利水計画上下流の取水量も、この地点に集約して考慮することにより、利水の基準点として選定することができます。表には、この地点の流況をあらわしました。

10年平均で、渇水流量は、秒当たり 0.98 m^3 、平水流量は 3.56 m^3 となっております。

河道の横断図に、湧水時、平水時の水流を表示しております。水深は、湧水時で約 0.7 m、平水時で約 1 mとなっております。河道の全体と比べると、洪水時や平水時に流れる水流の水深や水面はわずかなものとなります。

水道用水及び工業用水の取水位置を模式的に図にあらわしました。水道専用ダムは、神戸市、宝塚市、西宮市、それぞれが持っております。最新の調査データによりますと、武庫川水系での水道及び工業用水の取水実績は、合計毎秒当たり 2.3m³ となっております。

最近、5カ年の水道用水取水量は、図に示すとおり横ばい傾向となっております。給水人口は微増傾向にありますが、節水型社会になりつつあるため、水道用水の増加も頭打ちで、横ばい状態にあると考えられます。

農業用水の取水位置は、図に示すとおりです。三田市と篠山市には、農地が多いため、小規模ながら多数の取水施設があります。

流域内には他の瀬戸内地域と同様にたくさんのため池があり、農業用水源として利用されています。その総数は約 1,200 個に及びます。

武庫川の支川には水源としてのダムが5基ありますが、青野ダムを除く4基は、各市の水道専用ダムです。

三田市北部と篠山市を除いて、流域の大部分を武庫川流域下水道がカバーして下水を処理しております。上流処理区は、三田市、西宮市及び神戸市をカバーしており、流末に上流浄化センターがあり、そこで下水処理水が武庫川へ放流されます。下流処理区は、尼崎市、宝塚市、伊丹市及び西宮市をカバーしており、河口に位置する下流浄化センターで、下水処理水が放流されております。

武庫川流域全体を大きな視点で見た水収支を図に示します。

流域の水収支は、1年のような長い期間で見ると、収入と支出はほぼバランスすると考えられます。水の収入は雨量だけです。水の支出の割合は、蒸発散量が44%、取水量が9%、流下量が47%を占めます。使用水量は、雨量から蒸発散量を差し引いた利用可能な水量の約16%に当たります。

流域内各市の聞き取り調査による近年の湧水対応を表に示しました。

昭和62年の青野ダム完成後では、平成6年が武庫川水系で最大の湧水で、西宮市と宝塚市では、減圧給水等の対応がありましたが、取水制限には至りませんでした。

続きまして、武庫川の環境に関する現状についてご説明します。

環境の現状は、以下の項目についてご説明します。

河床勾配は、さきにご説明させていただきましたので、省略します。

河川形態とは、河川生態学的な観点から河川を区分したものです。

まず、瀬と淵について、左下の図をごらんください。河川が自然に蛇行すると、早瀬、淵、平瀬ができます。河川形態は、河川勾配や河床材料などと密接に関連しております。武庫川では、上流域では、瀬と淵が部分的に連続するいわゆる河川の中流域的な環境が見られます。中流域である渓谷部は、まさに渓流的な環境となっております。下流域は、堰が多数設置されているため、瀬と湛水域が交互に連続しております。

武庫川の横断工作物の設置状況は、流域全体で 1,184 基あります。六甲山系の支川では、土砂流出が多いため、床どめ工など横断工作物の密度が高くなっております。魚道が設置されている横断工作物は全体の約 6 % ですが、武庫川本川は魚道の設置などにより、河口から青野川合流点付近までおおむね連続性が確保されております。

蛇行状況の変化について、昭和 20 年代と現在を比較してみますと、蛇行の大きな渓谷部や藍本地区では、余り大きな変化は見られておりません。三田市街地を流下する部分では、昔は蛇行しておりましたが、現在は直線化されております。

瀬と淵については、武庫川本川下流や有馬川では、堰などが連続しており、その直下流にできる人工的な淵が多く分布しています。本川中流部の渓谷区間は、岩盤などによる流れの方向の変化する箇所にできる淵が多く分布しております。本川上流や羽束川では、河道内に砂州が形成され、瀬と淵が交互にあらわれる状況が多く見られます。

護岸の状況ですが、本川では、水際の人工改変率は約 30% となっております。下流部及び三田市街地付近は、ほぼ護岸整備が終わっています。宝塚市や三田市街地内の支川では、人工改変率が高く、各支川の上流や北部の支川では、人工改変率が低くなっています。

武庫川の水質環境基準は、上流から河川 A 類型、B 類型、C 類型に指定されています。河口付近は、海域 C 類型に指定されています。

武庫川で指定されている河川 A 類型、B 類型、C 類型とは、BOD 年 75% 値で、それぞれ 2 mg / L 以下、3 mg / L 以下、5 mg / L 以下となっております。

海域の水質環境基準ですが、河口部の大阪湾で指定されている C 類型は、COD 年平均値で、8 mg / L 以下となっております。

武庫川上流水域の近年 20 力年の水質状況は、図のとおりで、おおむね環境基準を満足しております。

中流水域の水質状況は、1995 年ごろまでは環境基準を満足していない状況にありました

が、それ以降は水質は改善傾向にあり、近年はおおむね環境基準を満足しております。

下流水域の水質状況は、1980年代までは環境基準を満足していませんでしたが、水質は、同じく改善傾向にあり、近年はおおむね環境基準を満足しております。

自然環境、特に生物については、海水の影響のある河口部を考慮するため、下流部のうち、特に河口から潮止堰までの区間を河口部と分けて説明いたします。

河口部の環境の概況ですが、この区間は海の影響を受けるため、ほとんど流れがありません。周囲は埋立地で、人工的な環境となっております。

潮止堰から名塩川合流部までの下流部ですが、この区間では河道内に土砂が堆積し、そこに植物が生育しています。下流部の特徴としては、川幅が広いこと、大きな堰が多数あり、湛水域と瀬が交互に見られることが挙げられます。周辺はほとんどが住宅地です。

下流部は、ほとんどの区間に河川公園が整備され、野球などのスポーツや散策など、多くの人々に利用されております。マラソン大会などのイベントの実施、清掃活動やコスモスの育成といった利用もあります。

名塩川合流部から道場駅付近までを中流部としています。この区間は、渓谷で、流れは急です。山が削られて形成された自然の流れで、大きな瀬と淵が見られます。ところどころにニュータウンが造成されていますが、ほとんどが山林で、河岸まで山が迫っているため、動植物が多く見られます。

武庫川渓谷は、兵庫県のレッドデータブックのすぐれた地形、自然景観に指定されています。

道場駅付近から上流端までを上流部としています。この区間は、非常に勾配が緩やかで、いわゆる中流域的な環境となっております。周辺部はほとんどが農耕地で、堤防上には桜などが植えられ、のどかな景観となっております。

流域の植生は、山林部はほとんどがアカマツ群落などの常緑針葉樹となっており、一部にスギ・ヒノキ植林や落葉広葉樹林があります。

植生調査結果では、水系全体で57群落を確認しました。ツルヨシが全体の約20%を占めております。

各区間の主な植生を表に示しました。

河口部は、植生の発達する立地はないようです。下流部は、広い低水敷があり、草草が大半を占めております。下流部の中でもやや上流には、ヤナギの高木林がまとまって分布します。中流部では、水際にカワラハンノキ群集、アオヤギバナ・トダシバ群集、サツキ

群集などが見られます。上流部の流れの速いところには、ツルヨシ群集が広い面積で成立しております。

植物では、平成15年度の調査で、6種の重要種、ツメレンゲ、カワラサイコなどが確認されました。

ここからは、いわゆる希少動植物を重要種と表現しております。また、上流武庫川「自然を活かした治水対策」検討委員会に関する調査で、篠山で、オグラコウホネが確認されております。

平成15年度調査、流域内の調査地点79地点ですが、ここで確認された魚類については、総確認種数が51種、重要種13種、国内他地域からの移入種4種、国外からの移入種4種、在来種の地点別種数は0～22種となっております。

全域で見られる魚は、コイやオイカワ、ギンブナなどの淡水魚ですが、アユなどの回遊魚も確認されております。

河口はサッパやスズキ、河口から下流付近でよく見られる魚は、ボラ、マハゼなどです。

中流部ですが、いわゆる溪流にいる魚として知られているアマゴやタカハヤは、ここでは確認されておられません。

上流は、淡水産貝類が多く生息しておりまして、それに産卵するアブラボテなどのタナゴ類が多く、兵庫県下でも特異な環境となっております。また、下流でも見られたオイカワやカマツカ、カワヨシノボリなどもよく見られます。

なお、ブルーギルやオオクチバスなど外来魚も、下流から上流まで広い範囲で確認されております。

武庫川で確認された魚類のうち、重要種はアカザ、ヤリタナゴ、メダカ、オヤニラミなど13種です。これは確認されたすべての魚の約18%に相当しております。

平成15年度調査で確認された水生昆虫、貝類を示す底生動物は、総確認種数211種、重要種16種、移入種3種、地点別種数3～68種となっております。

カワニナ、サホコカゲロウ、オナガサナエなどが全域で見られます。河口には、淡水と海水がまざるため、上流部とは違った底生動物が見られます。よく見られる種は、ケフサイソガニなどの甲殻類です。下流では、ウスバキトンボ、オオコオイムシなどがよく見られます。中流部には、いわゆる溪流に生息する種は余り確認されておられません。上流は、マルタニシやテナガエビなどが見られます。カタハガイやイシガイなどの二枚貝類は、この区間でのみ確認されております。

武庫川で確認された底生動物のうち、重要種は16種です。これは、確認されたすべての約7%に相当しています。

武庫川河川水辺の国勢調査及び武庫川ダム環境影響評価調査によると、武庫川周辺では、126種の鳥類が確認されています。下流部では、ユリカモメなどのカモメ類が、中流部では、森林性の猛禽類であるハチクマのほか、ハヤブサも確認されています。上流部では、農耕地や草地に生息するホオジロなどの小鳥類が特徴的な種に挙げられます。

重要種は34種類、これは鳥類全確認種数の約27%に相当しております。

武庫川周辺では、両生類6種、爬虫類7種、哺乳類21種が確認されています。下流部では、ヌマガエル、ウシガエル、イシガメ、シマヘビなど、中流部では、山地及び近接する農耕地に生息するヤマカガシが見られます。上流部では、山地に近い農耕地、ため池、小川に多いイモリが生息しており、注目すべき種に該当しております。爬虫類ではヤマカガシが見られ、哺乳類ではヒミズ、ニホンザル、ニホンリス、イノシシなどが見られます。

重要種では、両生類ではイモリなど、哺乳類ではユビナガコウモリ、ジネズミ、アナグマが確認されています。

武庫川周辺では、1,506種類の陸上昆虫類が確認されています。下流部で多く見られる昆虫類は、バッタ類やカメムシ類などの草地にすむ種で、ヤナギを食べるヤナギグンバイなども確認されています。中流部では、山の中の環境を反映して、マツムシモドキ、アカシジミなどの林にすむ種が多く確認されています。水域では、オジロサナエなど、流れのやや速い河川中上流にすむトンボ類が確認されています。上流部では、グンバイトンボ、ゲンジボタルなど、清流にすむ種が確認されています。ツルヨシなどイネ科草本の汁を吸うコバネナガカメムシや幼虫がカナムグラの葉を食べるキタテハなども確認されています。

昆虫類のうち、重要種として14種が確認されています。

引き続き、武庫川の河川空間利用の現状ですが、下流部、河口から甲武橋においては、広い河川敷公園が存在し、グラウンドやサイクリングロードも整備されており、スポーツにも広く利用されています。散策路の周辺には、桜やコスモスが有名な箇所もあり、レクリエーション活動やコミュニケーション活動の場として、周辺住民の貴重な安らぎと潤いのある空間として定着しています。

甲武橋から宝塚においては、高水敷、護岸などの整備も進み、利用者もふえてきています。宝塚駅周辺は、観光ダムのせき上げによって水面の広がりや水量感が備わり、景観からも重要なポイントとなっております。

中流部においては、都市部に近いことから、ハイキングやキャンプに多く利用されています。また、支川の千苅貯水池、蓬莱峡とともに、広域的な自然レクリエーションゾーンとなっております。

上流部、三田市街地付近においては、環境護岸の整備が進んでおりますが、河川敷が狭く、サイクリングロードなど線的な利用がなされています。三田市街地上流においては、特に河川空間の利用は見られません。

武庫川河川緑地は、グラウンドやサイクリングロードが整備され、都市部におけるレクリエーションやイベントの場として利用されています。

次に、主な法指定状況ですが、砂防法における砂防指定地は、砂防設備を設置する必要のある土地または一定行為を禁止制限すべき土地を示したもので、土砂災害を防止することを目的としています。

砂防指定地は、河川では上流域の各支川に、山腹では、神戸市、宝塚市に多く存在しています。

自然公園法により指定された自然公園地域は、すぐれた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。

武庫川流域には、瀬戸内海国立公園、猪名川渓谷県立自然公園、清水東条湖立杭県立自然公園の3つの自然公園が指定されています。

武庫川水系において、漁業権は、本支川に1つ、支川羽東川に1つの計2つの漁業権が設定されています。

課題については、次の項目について説明します。

いろいろな課題がありますが、初めに治水の課題について、次に利水の課題について、最後に環境の課題についてご説明します。

初めに、治水の課題ですが、1点目として、さきにご説明させていただきましたように、武庫川には治水安全度が低い箇所が存在しています。これまでも鋭意河川改修を進めてきましたが、まだ治水安全度の低い箇所が存在しているため、今後も鋭意改修を継続し、安全度を向上させていく必要があります。

2点目として、武庫川は、高密度化した市街地を抱えていることが挙げられます。武庫川渓谷より下流は扇状地で、宝塚から開ける下流部は、高密度化した市街地となっており、万一武庫川が氾濫した場合には、大規模な被害が発生するおそれがあります。

3点目として、武庫川の堤防の安全性の確保が必要です。

堤防は、長期の洪水時には雨水が浸透したり、洪水流によって侵食されたりして破壊されることがあります。また、地震や高潮によって破壊されることもあります。そのため、今後武庫川の堤防の安全性の確保を図っていく必要があると考えます。

4点目として、我が国では、近年各地で局地的な豪雨が多発しており、予想を超えた豪雨に対する備えが必要となっています。

今後の武庫川を考えるに当たっては、超過洪水対策とか洪水ハザードマップなどのソフト対策が必要です。

5点目として、武庫川において適正な土砂管理が必要と考えます。

橋梁などの横断工作物維持のため、河道への適切な土砂管理が必要ですが、風化花崗岩の六甲山系からの土砂流出や森林の荒廃による土砂流出などにより、河道の堆積土砂が多くなることもあり、適切な土砂管理を行っていく必要があると考えます。

最後に、このような課題を含めて、治水対策については、ダムのある場合、ない場合の河川対策、流域対策及びソフト対策を含めて、総合的に検討していく必要があります。

総合的な治水対策の具体例としては、河川対策として河川改修、ダム、遊水地、調整池などが、流域対策としては調整池、貯留施設、例えばため池貯留、校庭貯留、浸透施設、緑地保全などが、ソフト対策として予警報システム、浸水想定区域図、洪水ハザードマップの整備などが考えられます。

次に、利水の課題としては、適切な河川維持流量の確保を図る必要性という視点から、河川の流量として、武庫川として適切な流水の正常な機能を維持するための流量の確保を図る必要があります。

武庫川流域は、全国的に見て、瀬戸内気候特有の少雨傾向ですが、近年では深刻な渇水被害は生じておりません。平成6年の渇水時においても、水道用水など深刻な水不足は生じておりません。しかし、今後は、地球温暖化による異常気象もあり、異常渇水への対策が重要と考えられます。

最後に、環境の課題として、1点目として、生物移動の連続性の確保という視点です。

武庫川では、本支川に数多くの横断工作物があります。本川では、青野川合流点付近まで、魚道などによりおおむね連続性が確保されていますが、それより上流や支川では、魚類などの生物の移動に関する連続性が確保されていない箇所が数多くまだ存在します。また、武庫川は流量が少ないときに、川を流れる水がなくなる状況になることがあり、生物の生息環境や景観に影響を及ぼしております。このような状況から、生物移動の連続性を

確保する必要があります。

2点目として、生物多様性の保全を図る必要があります。

武庫川は、水際の護岸や河川横断工作物が設置されたり、河道が直線化するなど、その環境が単調化してきました。支川では、コンクリートで固めた川があり、ここではほかの河川より生息する生物が少ないことが確認されています。本来の川の姿である多様な生物が生息、生育できるような瀬、淵、河原などがある多様な環境を保全、再生していく必要があります。

3点目として、河川空間の保全と利用という視点です。

武庫川の河川空間については、自然状況、地域特性を考慮して、保全面と利活用面を総合的に検討する必要があると考えています。

以上、長くなりましたが、河川管理者として認識している主な武庫川の現状と課題について説明させていただきました。

松本委員長 というのが、現時点での河川管理者の認識というふうな形でご説明いただきました。かなりはしょって話をしていますので、いろいろなご質問等があるかと思えますけれども、先ほど申しましたように、時間の関係で、きょうは、今のお話に対して、中身についてのご質問という部分にとどめたいと思います。それと、6月1日に現地視察をしてきました。文書で、伊藤委員からも現地視察の所感という形で出ていますが、現地視察をした中での感想も交えて、ご発言いただければいいかと思いますが、どなたからでも……。

奥西委員 最初に、この議題自身について意見書を提出しましたけれども、既に皆さんご承知のとおり、これについては議論をする必要がないと私も思っております。それで、質問に入ってよろしいでしょうか。

松本委員長 はい。

奥西委員 1点目は、非常に多面的な問題がありまして、さわりを述べていただきましたが、例えば中川委員から出されております今後の審議のためには、もっと詳細な資料が必要だと思います。その辺について、どういう資料があるかということを一々述べていただく時間はとてもないと思うんですが、資料提出について、基本的なお考えをお聞かせいただければありがたいと思います。

2点目は、流域について、きょうの資料では、甲武橋の集水域を武庫川の流域とされているようですが、下流の特に市街地部分についてはどういうぐあいに認識をされているの

か、流域の外と認識されているのか、中と認識されているのか。それによっては、市街地に住む人たちは、流域住民であるのかないのか、ひょっとしたら、一種お客さんのような存在なのか、ちょっと勘ぐれば、そういうことも関係しますので、お教えいただきたいと思います。

伊藤委員 奥西委員がおっしゃいました流域、今は6全総で、流域の定義がされていますが、今までは集水域でよかったんだけど、洪水域と利水域が入ると。3つを合わせて流域と言うという定義にされていると思うんですが、いかがでしょうか。流域委員会とある以上、流域の定義というのは明確にしておく必要があるのではないかと思います。

畑委員 時間的に早く退室しないといけませんので、1点だけお聞きしたいんですが、先ほど三田地区は、治水安全度がかなり低いような結果が出ておりましたが、青野ダムとかができた段階以降もこういう状況が続いているのかどうか。それと、対策としていろいろ出ておりましたが、ダムの連携した利用とか、そういう検討もなされているのか。特に、青野ダムと千苅ダム、管理者が違うんですけども、千苅ダムとかとの連携した貯水池利用という検討をされているかどうか、お願いいたします。

村岡委員 流域の年間水収支ということでお聞きしましたけれども、土地利用がいろいろ違うところでの流域に関する水収支もまた必要だろうということで、上流域、中流域、下流域、それぞれの水収支はどうかということです。私が特に興味がありますのは、水の健全な循環系が確立しているかどうかということでもありますので、そういった水収支をとりたいたい。その点はどうなっているか。

それに関連しまして、地下水の関連、これも水循環の一つのプロセスとして非常に重要ですから、そういった点もあわせて、質問の一つとしたいと思います。

佐々木委員 水防に関することがもう一つ見えてこないんですけども、今回はないんですが、もう少し見せていただければというふうに考えております。川の性格を知りたいので。

草薙委員 ちょっとずれがあるかもしれませんが、先ほど報告がありました、昭和58年の洪水といいますか、武庫川が荒れたわけですが、あの危険流水に対する当面の安全対策を具体的に報告いただきたいと思うんです。というのは、当日の河川の増水で尼崎地域においては、かなりの面積の高水敷が損傷を受けました。あのような状態が生じたことに対する河川への対応を具体的にお話しいただければと思います。

松本委員長 では、今答えられるもの、追加資料をあわせて提出して補足される件も含

めて、お願いします。

松本 河川計画課総合治水係の松本です。

皆さん方のご質問に正確に全部お答えできるかどうかわかりませんが、まず奥西委員から2つあったと思います。資料提出ということでの見解を求められたわけですが、資料につきましては、以前からいろいろ調査をしているものについては、我々、いろんなところで公表をしておりますし、現在調査をしているものもありまして、その途中段階で、今ご報告しているものもございます。

ということで、膨大なものになりますので、委員会として必要な資料、例えばそれについて出せということであれば、そういうものについては、各委員皆様方にお配りするのがいいのか、その辺のところも含めて、必要なものについては出していきたいと考えております。

2つ目の下流市街地についてはどうとらえているかということですが、一応流域ということでは、水が流れ込むということでの流域ということ、約500平方キロということにとらえております。洪水の規模によっても違いますが、例えば下流域で氾濫するということになれば、それは流域外に出ていくわけで、大きな洪水であれば、大きな範囲に広がっていくでしょうし、小さな洪水であれば、範囲は限定されるというようなこともあります。現在まで考えておりましたのは、100分の1なりの規模がどの程度までの氾濫域になるとか、そういうようなことを考えて検討してまいっております。

その辺のところはご議論いただく必要があるかと思っておりますけれども、流域という意味では、現在の定義としては、集水域ということにとらえております。

伊藤委員から、全総の中でのいろんな議論で、それはいろんな定義があると思っておりますけれども、我々としては、集水域、また洪水域もトータルで考えていく必要があると思っておりますし、ここでの議論もそういう議論をお願いしたいと思っております。

それから、畑委員から、三田から上流域の篠山地区も含めて、現在の河道としてどれぐらいの安全度かということですが、当時の計画で、おおむね10分の1とかの安全度で計画されたものを整備しまして、現時点ではそういう評価になっております。ただ、この評価も、それぞれの地点での改修計画を立てるに当たっての安全度の評価でございまして、例えば、青野ダムを考えるに当たって、それぞれのところのというのは、若干それよりも上がっておりますけれども、現在の青野ダムというのは、下流の基準点にどれだけ効くかという評価でございまして、今の数字は、それらを合わせた形での評価とはなっておりま

せん。

ということで、今の数字よりも若干上がるであろうということになります。詳しくは後日またご説明させていただきたいと思います。

それから、ダムの利用のことでございますけれども、現在、いろんなダムとの連携という話についてはまだ検討しておりません。それぞれの利水者がおりますので、利水調整というところまでは考えておりません。

村岡委員からの上中下流の水収支の話でございますけれども、現時点では、ここでご説明しましたそれぞれの川を中心とした上下流の取排水がどういう形でいっているのかということで、もっと大きな意味での水収支ということについては、まだ十分な検討はしておりません。

地下水の話につきましても、武庫川などでは、特に下流は酒造、宮水の関係で、いろいろ調査をしております。それは悪くならないようにというような意味での地下水の調査をしております。それが全体的にどういうふうになっているのかとか、その辺のところはまだ十分にわかっていないような部分もございます。ただ、既存の調査としてやっているものについては、お示しできるのかなというふうに思っております。

佐々木委員の水防の話については、もう少し具体的な水防ということでの県の活動、また各市とか水防関係団体の活動もありますので、それについてはまた別途ご説明をさせていただきたいと思います。

最後に、草薙委員の58年の洪水対策ということでございますけれども、基本的には58年の洪水が二千数百トンというようなことで、説明の中でもありましたけれども、阪神電鉄の桁下のところまでいったので、それぐらいの流量だろうということで、我々としては、当面の目標としては、そういうものを安全に流下させることが必要だろうということで、先ほども説明がありましたけれども、62年から2,500トンという流量が流れる断面を確保するために、下流から掘削なりいろんな構造物を改築して断面を確保していくような対策を主要な対策としております。

あと、それらに関連して、堤防の一部強化とか、矢板を打つとか、そういうような対策は個別の対策としてやってきております。

十分なお答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

畑委員 先ほど回答をいただきまして、ダムの連携利用に関しては、そういうことが可能なかどうか、まず押さえておきたいと思っておりますけれども、そういう議論ができるのか

どうかという意味で、概略ご検討いただければありがたいんです。千叡ダム貯水池もかなり古くなっているかと思いますが、ダムの堤体の保全等を考えながら、かさ上げとかでの貯留容量を増強するとか、あるいは青野ダムも、できたところですけども、そのさらなるかさ上げとか、そういう形での容量アップということは下流の治水のための議論としてできるのかどうか、概略の検討で結構ですので、ご教示いただければと思います。

谷田委員 細かいことですけども、三田は、河川改修をしましたね。そうすると、蛇行を直線にしたら、素人が考えても、長さが減りますから、河積は改修前と改修後でどうなっているのかというのを聞きたいんです。

それと、豊水と低水と渇水、これはおよそ数学的な処理をするためだと思うんですけども、豊水は大体 26%、平水は 50%、低水までが 75%、渇水で 97%となっています。雨が降った年によっていろいろ違いますから、これは治水上どういう意味に使われているのか知りたいと思います。

もう一つ、21 ページで、水道用水取水の概要となっていて、最近 5 年間平均 2.3 立米の量になっているんですが、平均と言われても、渇水時には生瀬橋で 0.22 になりますから、取水不可能と思うんです。さっきの利水状況では、減圧給水はしたけれども、取水制限はしなかったと。でも、素人目に考えたら、0.22 しかないのに、流れがないところからどうやって取水しているのか、それは疑問に思います。井戸からとられている場合もあるんでしょうけれども、川からとられているのは、伏流水と川の表流水の関係とかを聞きたいと思います。

それと、45 ページ、武庫川の河川空間利用の現状となっています。グラウンド自身の広さは書いてありますけれども、全体に対するパーセントがわかりません。グラウンドは、宝塚市から南、西宮、尼崎 - - この間行ったときそうだったんですけども、堤外地の広さはどうか、その広さに対して高水敷は大体どれぐらいで、低水路の広さはどれぐらいの割合であって、その場合に高水敷の利用状況というか、高水敷に対するグラウンドの割合を知りたいと思います。

といいますのは、利用状況というのは、人間が利用するのであって、ほかの動物のことは全然考えておられないですね。川というものは、自然の状態では、川が流れるところがあって、次に干潟というか、水辺みたいなものがあって、草が生えていて、木が生えていて、そこに魚が来て、鳥が来てとなるわけです。人間が利用して、草地をどけていたら何もならないというか、一体環境はどうなっているのかということです。

少子化というのが出てきていますけれども、人間がどんどん河川敷の原っぱを占領していくというか、グラウンドは、利用する人にとってはいいけれども、利用しない人にとってはどうなのか。武庫川は、ゴルフ場はありませんけれども、淀川なんかはゴルフ場があります。ゴルフ場の利用状況はどうか。堤外地は、公共の空間だと私は認識しておりますけれども、グラウンドとかは、整備は、もちろん市の負担で、税金はどういうふうな使われ方をしている、例えば貸してもらえるのだったらどれぐらいの利用料とか、そういうもうちょっと細かいことを、まあこんなは枝葉末節だと言われるかもわからないけれども、知りたいと思います。

松本委員長 ありがとうございます。

データ等について、先ほどの空間利用の全体のパーセントとかは、次の機会までに資料として提出してください。それから、例えば空間利用とか治水のあり方とか、考え方とか意見の議論にかかわるのは、先ほど申し上げたように、時間の都合がありますので、後日改めて皆さんからご発言いただける時間をとりたいと思いますので、先ほどの説明の中でのご質問、きょうぜひ聞いておいた方がいいという部分だけに限定して……。

加藤委員 治水の課題ということで、適正な土砂管理がここに掲載されておりますけれども、念頭には砂防指定地というようなことがあるんでしょうけれども、同じような法指定の保安林というものがあるわけです。保安林が圧倒的といいますか、かなり多いと思いますし、砂防指定地と同様の効果もあるんじゃないかと思っておりますので、その辺をここに載せてくることも必要ではないかと思っております。森林 63%のうち、保安林というものは、県知事が指定し、管理しているわけですから、そこら辺を載せればどうかと思っております。ご意見をお願いしたいと思います。

浅見委員 先ほどの奥西委員の1点目の質問に対して、資料の提出で、必要なものは出していきたい、ただ、膨大な資料の場合、各委員に配れるかどうかという点も含めて、以下が語尾がよくわからなかったので、もう一度教えていただきたいと思っております。

と申しますのは、自然環境調査ということで、後ろの方に自然環境に関するデータがいろいろ載っているんですが、ある程度はしよられておりますので、細かな部分が、専門の方としてわからない部分があるんです。ところが、公開してしまいますと、資料膨大ということもさることながら、重要種の生息地情報が流れてしまうおそれがあります。その辺も含めまして、専門家としては、できれば、詳細なデータを見て、その上で、武庫川の位置づけとか、武庫川のそれぞれの区間の位置づけを見たいんですが、一体どのように考え

ておられるか、お聞かせ願えればと思います。

松本委員長 今の浅見委員の件について、今お答えいただいたらいいんですが、基本的には委員会で必要な資料は提出するという原則のもとで運営していくということで、きょうのお話をお聞きになって、次回までに、各委員がこういう資料提供をしてほしい、あるいはこれからこういうデータをそろえよというふうな要求は一度まとめていただいて、しかも、それはどの程度のものが必要であるかということがもしわかるようでしたら、出していただいて、そのことについて対応できるかどうか、具体的な資料に対して、出せないという話だったら、何でやという話でやらないと、仮説の一般論としてやっている、空中戦になりかねないと思いますので、そのような扱いにさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

岡委員 15ページ、武庫川の治水安全度というところで説明があったところで、国道43号線から名塩川合流地点まで云々という話があったと思うんです。その中に、部分的に工事が完成していない箇所が存在しますという文章があります。私が今ちょっと思っているのは、宝塚市の旧グランドホテル前まで今工事が進んでいますね。あの河川工事が、このことを意味しているのか、それと違うものなのか、先ほどの説明では、単に河床の掘削工事というふうに言われたので、若干違うというふうなニュアンスにもとれるんですが、そこだけわかれば、1点お願いします。

酒井委員 簡単に言います。川の現況について説明を聞きました。ただ、すべてが川の機能を促進することと、川のいわゆる治水についてどういう対策をするかということだったんですが、私が最も案じるのは、川と人のつながりというか、これまで、私たちの先祖は川によって潤わされてきて、川と一緒に生きてきた。今、川のあり方が曲がり角に来ているということを全体が自覚しなければならぬと思います。川の持つ機能、人の暮らしと川の関係、そういったものがきょうの説明の中ですべて欠落していたように思います。

川づくりに市民が参画するという意味で、せんだって回りました中で、三田の川につきましても、宝塚のマイタウン・マイリバーにつきましても、市民の感覚とはほど遠いものであったということだけ指摘しておきたいと思います。

松本委員長 先ほど言いましたけれども、ご意見はたくさんあると思いますが、1つは、きょうの質問に対する資料として、追加提出とか補強を求めるといった部分につきましては、次回までに用意してもらった方がいいので、今ご発言がありました以外に、あるいは具体的にご発言をしておられない方に関して、後ほど文書で事務局の方に提出をしていただけ

れば、次回までにご用意をしていただけると、こういう取り扱いにしたいと思います。

それから、今酒井委員のお話にあったように、欠落している部分についてどうするのかということで、次回の議題はこれから運営委員会で決めるわけですがけれども、もしよろしければ、きょうのお話で、こういう観点からの補強が必要であるということを事前に文書でお寄せいただければ、次の運営委員会で協議をしていきたいと思います。時間の関係で、そのような取り扱いをさせていただきます。

伊藤委員 問題提起というか、資料を準備していただくに当たりまして、前回第2回の運営委員会で、田中課長でしたか、県庁の中で、農林等河川の関連部門の組織はあるんだとおっしゃいましたので、河川に関係せぬでも、そういった資料のお願いをしてもいいということを確認させていただきたいと思います。

松本委員長 それでは、先ほどから幾つか出ている部分で、答えられる部分があれば、言ってください。今お答えいただかなくてもよろしいですか。

では、それも宿題として残していきたいと思います。

それでは、先を急いで恐縮ですが、きょうは、議論をするのではなくて、要するにそれを伺った。それについて、幾つかの疑問点、あるいはこういうことを詳しくというふうな請求が出たという形でとどめたいと思います。

それでは、3つ目の議題ですが、これは、基本的には参考資料として、私たちがこれからどういう作業をするのかということで、基本方針、整備計画をつくっていくに当たって、例えばこんなものがありますということで、参考資料として見てもらうというふうにとどめるという前提でのきょうの議題でございますので、内容の説明は、時間がありませんので、はしょってもらいますけれども、ただ、その2つの添付しております資料が、基本方針がどういう経緯で、あるいはどういう形で出されたものかということの特徴だけを簡潔に説明してもらえますか。

松本 それでは、簡潔にご説明させていただきます。

新湊川水系の河川整備基本方針と河川整備計画、千種川水系の河川整備基本方針案、それから、千種川の河川整備基本方針案にあわせて、後ろに用語解説集ということで、具体的な専門用語がありますので、その辺のところわかる資料ということでつけさせていただいております。

まず、新湊川水系の河川整備基本方針ですがけれども、平成9年に河川法が改正されたというのは以前にもご説明しましたけれども、それ以降に兵庫県で初めて策定したものでご

ざいまして、平成12年7月、平成13年5月に、それぞれ基本方針、整備計画をつくっております。

新湊川水系につきましては、いろんなところで報道等ありますけれども、平成10年と平成11年に連続して水害を受けました。そういう中で、河川法も改正されているということで、早急に新たに策定する必要性があったということで、これについては、武庫川流域委員会のような委員会は設置しておりません。ただ、整備計画を策定する際には、学識経験者、関係の地域住民からそれぞれ意見聴取を行いまして、策定をしたところでございます。

これにつきましては、河道の対策だけではなくて、この中にもありますけれども、石井ダム、高尾ダム、それまでにできておりました天王ダム、そういうものをきちんと位置づけているということで、皆さん方に見ていただきたいということでお示ししております。説明の方は、割愛させていただきます。

もう1つ、千種川水系の河川整備基本方針の案でございますけれども、これは、今年の4月に作成したもので、一番新しいものでございます。ただ、これにつきましては、4月30日から5月31日まで、パブリックコメント手続というので、県民の意見を聴取するような手続をとったところでございまして、いろんな意見をいただいております。まだ策定途中の段階でございます。案を取るというような手続で、今後河川審議会に諮るとか、国土交通大臣に対して同意申請を行い、同意をいただくというような手続が残っているものでございます。

特に千種川の中では、住民参加の川づくりということで、先ほどの新湊川水系の中身ではそれほど出てこなかったんですけれども、千種川では、いろんな住民参加の取り組みが行われているということで、そういう住民参加の取り組みを踏まえて、そういうものをさらに発展させて川づくりをやっていくということで、千種川委員会という委員会も設置されてございまして、そういう中で議論をいただいて、今策定をしているという状況でございます。

以上でございます。

松本委員長 申し上げましたように、これは、こういうふうな基本方針案があるということで、当委員会がこういう内容をつくるか、また別の形のものをつくるかというのは、これからの審議次第かと思っておりますので、ご参考のための提供だというふうにお受けとめいただきまして、中身に関する質問は、きょうは省略をさせていただきます。お読みいただいて、次回以降、これからの進め方に関連して、またご議論があろうかと思っておりますので、

よろしくお願いいたします。

それでは、その他の議事として、委員の皆さん方から何かあれば……。

土谷委員 紙の減量のこと、提案させていただきたいんですが、議事録案というのを最初にいただきまして、決定したものがもう一回来たんですけども、中身を調べてみたら、1枚半ぐらいが変わっているだけで、あとは全く同じだったんです。それで、今度、誤字が5つぐらいあるからといって、もう1回議事録が来たんです。3回同じのが来ているんですね。

私、思ったんですけども、1ページ半ぐらいの違いであれば、その部分だけを印刷して、切り取って張りつけるようにすれば、ごみが減るんです。さらに、活字が間違っているんだったら、何行目のどれとか、それだけ書いたものをいただいて、自分で訂正すれば、2冊分のごみが減ると思うんです。第4回の議事録からは、できれば、そういうふうにはやっていただきたいということです。

また、費用についても、準備委員会の費用が2,800万円と武庫川レポートに書いてあって驚いたんですけども、流域委員会は規模が大きいので、もっと費用がかかるのではないかなと思うので、節税の点からも、紙の減量というのをやったらいいのではないかと思います。

もう1つ、節税の点からいうと、郵送料も節税できるのではないかなと思ったんです。例えば、案の場合は、早く手元に来ないといけないから郵送になると思いますが、決定した議事録というのは、別に郵送しなくても、次の会議で配ってもらって構わないと思うんですね。それも、郵送したら郵送料がかかりますので、そんなことも考慮していただけたらと思います。

松本委員長 事務的な運用の面で、紙の減量について、ご提案の趣旨はもっともだと思いますので、今後事務局の方でお取り扱い願います。議事録に関しては、お急ぎの方は、ホームページでアップされていますので、見ていただいて、今あったように、そういう取り扱いをしてもいいかなと思いますが、その辺の細かい詰めは別途行いたいと思います。

ほかにございますか - -。

なければ、議事は一応これで終わらせていただきます。

大変お待たせしました。長時間の議事にわたっておつき合いいただきました傍聴の方に、きょうの議論をお聞きになったご意見とか感想を幾つかお伺いしたいと思います。時間の関係もあって、すべてというわけにはいかないかもわかりません。もしきょう言い足りない

話、できなかった部分については、お手元のアンケート用紙に記載して提出していただければ、それに関して処理させていただきたいと思います。

それから、冒頭に申し上げましたように、第1回のリバーミーティングという形で、傍聴の方々のご意見を伺う機会をできるだけ早く設定する方向で詰めますので、そういう機会にまたよろしくをお願いします。

では、挙手をして、お名前をおっしゃってから、発言をお願いします。

丸尾 尼崎の丸尾です。

長時間ご苦労さんでございますが、聞いているのは非常に疲れますね。なるべく時間変更をなさらずに、決めた時間内でちゃんとやっていただきたい。傍聴者も、初めたくさんおりましたが、所用をもってどんどん減っていきました。非常に寂しい限りです。なるべく決められた時間の中でちゃんと議事は進めてもらいたいという思いがします。

後半の川についてのお話は、いろいろ質問とかが出ていましたが、それについて、私たちもいろいろとお聞きしたいことがあります。それはおきまして、さしあたり今現在申し上げたいことは、前半で行われた運営委員会の公開の問題です。これについては、最初の委員長の提案どおりで大体おさまったような状況ではありますが、本来これは公開という形でやっていただかないといけないんじゃないかという気がするんです。

非公開ということではないんだというような言い回しで落ちつきましたが、非公開という実質的な形にするための理由として、3つほど意見が出されておりました。その理由の1つは、下準備のための段取り、それだけのことなんだということですが、これまでの運営委員会では、そんなことで済まされてはいないわけです。実質的な意見の交換が行われて、例えばきょうの場合は、運営委員会を非公開にするということまで決められておるわけです。これは、おっしゃっていることとやっている内容が違います。その後の位置づけを明確にするという話もありましたが、運営委員会というのは、各自治体、あるいは国会の議事運営委員会 - - 議運というものの存在と非常によく似ております。

さっき委員長は、議運は非公開でやっておるといような発言をされましたが、現在これも公開の方向に向かって進んでいます。というのは、一体何を議題に取り上げて、何を取り上げないか、あるいは皆に諮る原案はどんなもので、その内容はどうなるのかということは、運営委員会の考えとか決定に左右されるということが大きいと考えます。したがって、それは基本的に公開ということであれば、その弊害が指摘されていましたが、どんどん出てくるというぐあいに考えます。

2つ目の理由が、自由な討議ができない、自由な意見交換ができない、自由な意見交換をするために非公開でやるんだという理由でした。これは全く変なことです。本委員会でも大いに自由に議論していただいて、自分の言った意見が、これはおかしいなと思ったら、どんどん変えていって、正しい方向に全部で合意に向かって話が進んでいくと。これが本来民主的な議論のはずです。そういうことが非公開の席でなかったら、非公開の席でしかできないというのは、これは民主的な議論に反する考え方です。それはぜひともやめてもらいたい。この本会議の中でこそ大いに自由に議論をしてもらいたい。そんなぐあいに思います。

その自由に議論していただいた結果が、きょうの資料の1つとして、運営委員会の協議状況というのが出ておりますが、一般公開すると、委員会の前に議論が外へ出てしまう、あるいは、速記や録音を行うと、自由に議論が進められない、あるいは、自由に意見が言える場にならない、こういうような本当に恥ずかしい意見がどんどん出ているわけです。これは、一応削除するということで落ちつきましたが、こういう意見もあわせて、どんどん表に出してほしい。どの委員さんがどのような発言をしているのか、今回はだれがこういう発言をなされたかというのは明らかになりませんでした。だれがこういうような変な発言をしているのかということは明らかにしてもらいたい。そういうことが公開の一番大事なことなんですね。後で取り消して済ましておこうというようなことではないはず。

最後の理由が、さっきちょっと触れましたが、流域委員全員に知らせる前にオープンになってしまったら困る。これはひどい権威主義です。そういうことになると、各地方自治体、あるいは国会でも、附属機関で審議していることは、国会議員全員に、あるいは地方自治体の議員全員に知らせるまでは秘密にしておけという理屈が成り立つわけです。そんなばかな話はないと思うんです。現在の民主主義と公開と市民参加の流れの中で、大いにオープンにして、議論を深めてもらいたい。

最後に、これは委員長さんにはお願いですが、円滑に議論を進める、円滑に運営するという円滑の意味は、時間を割いて、時間を惜しんで、急いで結論を求めるということでは決してないはず。円滑にというのは、みんなの問題点を出し合って、議論を深めて、よりよい合意に向かっていくというのが円滑という意味だと思います。そこは間違いないようお願いをしたい。松本さんは、議論を進める、議事をまとめることがお上手やと聞いております。まとめることにだけ一生懸命になっていただかないようお願いをしたいと

思います。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。ほかにございますか - -。

なければ、これで発言を打ち切りたいと思います。

短い時間で会議をおさめるということと、円滑に議論を進めるということと、徹底的に議論をするというのは、実務的にはなかなか難しいんですが、今のご意見を十分踏まえて、これからの委員会の議論に生かしていきたいと思っております。

それでは、本日の審議は一応これで終わらせていただきます。

奥西委員 次回のことで、少し先走るかもしれませんが、先ほど田村委員と中川委員から提案されたことは、私流に解釈すると、一方を縦の軸とすれば、他方を横の軸というぐあいにとらえることができるかと思うんですが、それを肉づけするという議論はかなり難しいだろうと。議論の仕方を運営委員会に一任するということもちょっと難しいだろう。それで、それまでに各委員の意見を出し合って、そういうものを見た上で、運営委員会で議論していただくと、かなりやりやすいのではないかとというぐあいに考えます。

松本委員長 今のご意見は、きょうのお二人のこれからの進め方に関する提案について、運営委員会で決めるんじゃないかと、本委員会で、率直に皆で意見交換をして、それで決めた方がいいというご提案ですか。

奥西委員 各委員の意見を文書で出して.....。

松本委員長 意見をできるだけお出しいただくということは、それは結構ですけども、相互に少し意見交換をしないと、きょうも、お二人の提案については、ほとんど質疑もやらずに終わってしまっています。ご提案された趣旨の部分がお互いにリンクしていくし、きょうの県からご説明のあった問題に対する皆さん方のご意見、あるいはそれをこれからのように展開していくかということにもかかわりますので、それぞれが文書で出しただけでは、今度はそれをどのように扱ったらいいか、かえって難しいかもわからない。

次回、どういう議題にするかはまだ決まっておりません。そういう意味では、きょう議論を持ち越した問題も、運営委員会で議論を深めるということは余りやるなという話でしたから、これは私の私見ですが、本委員会で、きょうの話を踏まえてしっかり議論をして、これからどういう展開をするかということを考えねばならないのかなというのは、きょうの流れで感じた次第でありまして、その辺をどう扱うかは、運営委員会で、議題として、今のご提案も含めて、議論させてもらいます。

奥西委員 了解しました。私の議論は、ちょっと急ぎ過ぎたと思います。

松本委員長 それでは、事務局の方で、議事骨子をお願いします。

木本 本日の議事骨子を確認させていただきます。今印刷したのをコピーに行っていますので、委員の方には、間もなくお手元に配られると思います。

そうしたら、読み上げます。

平成 16 年 6 月 28 日

第4回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事録及び議事骨子の確認

松本委員長、池添委員が、議事録及び議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会の報告

松本委員長から、6月10日に開催された第2回運営委員会の協議状況について、報告があった。

3 武庫川流域委員会運営要領(案)

松本委員長から、「武庫川流域委員会運営要領(案)」の修正について説明があり、次の修正及び附帯意見を付け、了承された。

運営委員会の公開については、提案のとおりとし、問題が生じた場合、その都度修正していくこととする。

運営要領(案)の第6条 第3項～第6項については、この内容により取り扱うこととし、要領からは削除する。

資料5の1、継続案件「運営委員会は、自由に意見が言える場としてほしい」を削除する。

4 武庫川の現状と課題

- ・田村委員が、意見書(資料3)の趣旨説明を行った。
- ・中川委員が、意見書(資料3)の趣旨説明を行った。
- ・河川管理者から武庫川の現状と課題(資料1)について、説明があった。
- ・各委員より現状と課題について質問があった。
- ・各委員は追加や補強が必要と考える資料があれば、文書で事務局へ提出することとした。

5 河川整備基本方針、整備計画の事例

河川管理者から、新湊川水系河川整備基本方針・整備計画及び千種川水系河川整備基本

方針(案)について、概要説明があった。

6 第5回の流域委員会

7月24日(土)午後を開催する。

以上でございます。

松本委員長 これについて、何かご意見ございますか。

冒頭の運営委員会の報告の件に関しては、6月10日の運営委員会だけではなくて、その前の第1回のものであわせて報告したというふうにしておいてもらえませんか。

特にご意見がなければ、文章的なところで、てにをはとか、言い回しとして不都合な部分があれば、それは事務的に直すということで、内容骨子に関しては、このとおりでご承認いただけますか。

奥西委員 3の ですが、「この内容により取り扱うこととし」とあるのは、少し語弊が生じる可能性があるので、できたら、削除していただきたい。ただ単に要領から削除するだけだと、内容的に否定されたようにも受け取れますので、ちょっと表現の工夫は必要かと思います。

松本委員長 第3項～第6項については、その中身を了解し、要領からは削除する。こういうことでどうですか。

奥西委員 できたら、内容でなくて、趣旨というぐあいにしていただければ……。私の発言した第6項についてですが、文字どおりとすると、誤解を生むおそれもあるのでという意味です。

松本委員長 第3項～第6項については、この趣旨によって取り扱うことを了解し、要領からは削除するではいけませんか。

佐々木委員 まさにこの内容ということになるからいけないわけなので、おおむねこの内容によりというふうにしたらいかがでしょうか。

松本委員長 ということで、いかがですか。中身はまた別の部分ですね。

奥西委員 はい。

松本委員長 それでよろしいですか - -。

では、そのように直してもらいます。

長峯委員 その1つ上、いろいろ問題になったところですが、運営委員会の公開については、提案のとおりとしというのは、提案の内容が、骨子だけを見たのではわからないんですけれども、どこかに書いてあるのであれば、どこの提案というのを明確に指摘するよ

うにした方がいいし、そういうものがなければ、ここに内容をきちっと示しておいた方がいいんじゃないか。

例えば、運営委員会は当面非公開で行うこととし、今後問題が生じた場合にはとか……。

松本委員長 この部分については、今ご指摘のあったように、提案というのが、要領の文章で、どこにも出てこないわけですけども、運営委員会でのいわば提案という意味合いでとってもらわないといけないので、「運営委員会は、提案のとおり、当面は一般の公開はせず、今後問題が生じた場合には、その都度協議して修正をしていく」ということで、どうですか。

長峯委員 それでいいです。

松本委員長 では、そういうふうに変えてください。

ほかにございますか - -。

なければ、一応これで、全くの骨子でございますが、本日の委員会の議事骨子として確認させていただきます。

岡田委員 運営委員会の要領につきましては、いろいろ意見が出されておりますから、それを全部総括して、現在我々が手元に持っている運営委員会要領(案)を整理して、成文化したものを再度配付していただきたいと思います。

現在問題になっています公開については、現在は公開も非公開も何も入っていないわけです。ですから、そのところは、非公開とするなら非公開とすると、いわゆる条文として、こういうふうに決めましたということを書いていただきたい。それと同時に、今ここにある、問題が生じた場合、その都度修正していくということも、当然その条文の中に入ると思うんですが、そのことについて、はっきりしたご意見をお聞かせ願いたい。

松本委員長 きょうの議論の中では、運営委員会を公開にするしないというのは、本委員会で議論をした上で、その方針に基づいてやるということで、とりあえずはこのような方針でいこう。ただ、それによって、幾つか問題点も指摘されていますから、そうした問題点を解決できない場合には、また方針を変えねばならないだろうという議論は、公式に議事として確認されているんですけども、そういう詳細な部分も全部要領条文に盛り込まないといけないということですか。

岡田委員 私は、流域委員会運営要領として成案として出す限りは、そういうあいまいなところは残したら、条文としてははっきりしたものにならないと思います。ですから、現在、運営要領(案)とするのであれば、そうするし、運営要領として決まったものであ

れば、その問題については、ここについては次回で討議するとか、はっきりそういうことを書いていただきたいと思います。

松本委員長 きょう、これでご承認いただいているんですから、案は外れるんですけれども、きょうの段階では、公開ですということにならなかったんですから、それを非公開という文言を入れるべきだというご意見なんですね。そうでなかったら、案のまま置いておくと、こういうことですか。

岡田委員 私は、非公開とするということであれば、非公開とするべきであるし、公開とするだったら、公開とすると書くべきであると思う。何も書いていなければ、非公開か公開か、条文では決まっていないということですよ。そうすると、今後、公開にするのか非公開にするのかということは、その都度また問題になると思います。そういうことがあっては困るから、案というものを外すのであれば、非公開だったら非公開、公開だったら公開と、そこまではっきり決められたらどうですかと言っているだけなんです。どちらにしてくれということを行っているのではないんですよ。

松本委員長 きょうは、当面は非公開でやるということを決めたわけですよ。それをこれだけ時間をかけて確認して、議事録にきちっと記載されるような形で議論しているんですが、それだけではだめで、要領の文言として入れなければいけないというご意見なんですね。

岡田委員 私は、そうです。

松本委員長 ほかの方は、どうですか。

伊藤委員 運営要領としてひとり歩きする可能性があるから、入れておいた方がいいと思います。議事録は、膨大過ぎて、読めないと思うんです。

松本委員長 運営委員会を一般公開するかせぬかということは、公開も非公開も触れていないと、ひとり歩きして、どのような誤解が生じるんでしょうかね。書いていないことについては、実はこういう取り決めがあるんだよということでないで、あれだけ短い条文の中に全部盛り込むということは、実務的にはどうなんでしょうかね。いや、構いませんけれども。

岡委員 今、運営委員会の非公開か公開かということ、文章で残すか残さないかということ、考えているんですけれども、現在、案の中の第6条、「流域委員会の会議は」という文言がありますね。流域委員会の会議というのは、運営委員会も含むわけでしょう。全然別個のものじゃないわけでしょう。「流域委員会は」というんじゃないですからね。「流

域委員会の会議は、委員会が非公開を決定した場合を除き、傍聴することができる」という文言が入っているわけです。ということは、委員会で、当面非公開としましょうと決めたと、私は、そういうふうにとれるんです。これが「流域委員会は」となっておれば、この会議だけです。「流域委員会の会議は」ということは、流域委員会に運営委員会を置きましょう、そういう会議をやりますというのを付け加えただけであって、この文言に全く変わらないと、私は思います。

松本委員長 第6条の傍聴のところ、「流域委員会の会議は、委員会が非公開を決定した場合を除き、傍聴することができる」ということで、運営委員会は、流域委員会が、当面は非公開でやるということを決めたので、そういう取り扱いになるということが、ここに記載されているではないかというご意見ですが。

岡田委員 今、岡委員が言われたように、武庫川流域委員会設置要綱の第8条には、「委員会の公開」として、「委員会は公開を基本原則とする。」と書いてあって、これ以上のことは何も書いていないわけです。そうすると、この設置要綱は、流域委員会であっても、運営委員会であっても、すべてカバーするものであると考えるのが普通であると思います。

ですから、運営委員会の場合に、そういう特例を決めるのであれば、運営委員会は非公開とする、ただし、どういう場合には公開とするとか、運営委員会は公開とする、ただし、こういう場合には非公開とするとか、そういうことをはっきり書くのが、条文としては私は正しいと思います。

松本委員長 結論は急ぎませんが、どうでしょうか。

中川委員 この場をどういうふうに共有できるように持っていったらいいのかなというところでの提案なんです、確かに岡田さんがおっしゃるご懸念もわかりますが、先ほど岡委員がおっしゃったような理解が、私もそういうふうに理解しておりましたし、理解としてはかなり共通的ではないかなと思うんです。

その上での提案ですが、理解としては、この要領で了解された、というのは、一部を削除してということで了解された、というふうに私は理解しているんですけども、なお、今のような部分で懸念なり、共有がきちんと図られていないのだとするならば、この運営委員会の部分に、公開、非公開の取り扱いについては流域委員会が決定するとか、そういうことをはっきりさせておくというぐらいで、ここに非公開とするとか公開とするとかいうことをあえて書く必要は、私はないのではないかと。恐らくそういうことで、皆さん理解共有されたのではないかなと思うんですね。

ただ、心配だという意見もわからなくはない。要するに、これだけ意見がいろいろ出たということがここに反映されていないということをお心配されるのであれば、そういうやり方もありなのかなと。ただ、今からそれをまた議論していくというのは、時間的にもかなり厳しいなというのが率直なところなので、何とかこれをまとめられないかなというつもりでの提案です。

松本委員長 今、中川委員から、例えばそういうのをつけたらというご提案がありました。ただ、流域委員会、あるいは流域委員会の中でつくった会議をどのように運営するというのは、流域委員会が決めるということをおわざわざ書かなくても、当たり前の話ではないかと思うんです。それをわざわざ書かなければ、流域委員会の主体性が損なわれるということになってくると、余りにもお粗末に過ぎるかとは私を感じます。流域委員会は、少なくとも第三者機関として委嘱を受けた委員会として、委員会の主体的運営を行うということは、繰り返し私は第1回から申し上げているわけです。

しかも、それは何も委員長の独断でやるというわけではなくて、必ず決定は委員会で行うということによってやってきているわけです。そのことをあえて流域委員会の会議の公開、非公開は委員会決定するという文言を入れるということは、ややおかしいのかなという感じが私はするんですが。委員の皆さんが、きょうの議論を、私たちの流域委員会の総意であるんだ、決定であるんだ、確認であるんだということをお承認いただければ、そのことはきちんと議事録に記載されていますので、きょうのところは、それで何とかおおさめいただけないかと私は思います。

ただ、何回も出ていますように、今の骨子にもありますように、問題が生じた場合には、その都度是正をしていくんだということは、あわせて確認しておりますので、問題が生じた時点で、今のようなご意見を出していただいて、方針を変えるというふうにするかどうかでいいでしょうか。

岡田委員 流域委員会の運営要領の第2条に、「流域委員会の運営は、委員会自らが行う」と書いてありますから、委員会みずから行うというのであれば、運営委員会の中で、明確に条文化されていないところは、その都度流域委員会は決めるということになるわけです。条文の原則としては、それでよろしいわけですから、例えば、その前の流域委員会で、次の運営委員会は公開にしますか、公開にしませんかということをおだれかが提案すれば、それをその場で決めればよいわけです。そういう解釈でいいんだとしたら、私は、それで結構です。

松本委員長 毎回、次回はどうかということを経るばかなことを私はしたくないですね。少なくともきょうは、当面はそういう形でやるということを決めたわけですから、それが不都合である、やはり変えるべきであるというふうにお感じになった委員があれば、変更すべきであるという提起をされて、議題に上げるというのが本来のあり方ではないかと私は思います。変更の必要性が生じた場合、発議は25名の委員だれでもできますので、その段階で出していただいたら、それで済む話ではないかと思えます。毎回諮っておかんといかぬという、そんな運営はできませんよ。

岡田委員 実際にそういうことを言って、はっきり公開か非公開かということを決めておらなければ、そういう問題が起こり得るということを行っているわけです。私も、何も毎回、次の運営委員会は公開ですか、非公開ですかということをご提案しようとは思っていないけれども、そういう場合もあり得るということを行っているわけです。それを了解した上で、運営要領というものを決める必要があると私は思います。

松本委員長 きょうは、当面は非公開でやると決めたんですよ。問題が出てくれば、その時点で見直すということを経流域委員会で確認をしたんですから、決定しているんですよ。

岡田委員 ですから、流域委員会の中の運営委員会の項にそれを書くのか書かないのかということなんです。書かなければ、公開か非公開かということは、何も決まっていなかったわけでしょう。

松本委員長 流域委員会が決めたんですから、書いていなくても、運営委員会の運営は、それに拘束されるんじゃないですか。

岡田委員 そしたら、流域委員会の運営要領には、運営委員会は公開とも非公開とも書かない、書かないけれども、原則として非公開とすると、こういうことですか。

松本委員長 当面非公開で発車しましょうということを決めたわけですね。不都合が出てきて、これはぐあい悪いでと、仮に岡田委員がお感じになったら、その時点で、やっぱりあれは見直すべきだというふうにご提起されれば、その時点でまたその議論が行われるということになるのではないですか。

岡田委員 そういうことが、現在の議事骨子ではっきりと確認できるような文章であれば、私は、それで結構です。

松本委員長 3の2のところは、そういうふうな趣旨で確認しているとは思いますが、それでよろしいですか - -。

それでは、きょう、条文に入っている入っていないにかかわらず、そのようなことを方

針としてちゃん決めた。今後の見直しということも含めて決めたということを再確認して、この件についてはそれで確認され、そして議事骨子については、幾つかの先ほどからの修正を加えて、確認されたものとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、第7回までの日程の確認をしておきたいと思います。

第5回は7月24日、第6回は8月23日、第7回が10月8日、いずれも午後1時半からの開始であります。

第5回、7月24日の開催場所は決定しております。阪神西宮駅前の西宮市民会館のアミティホールということで、お願いいたします。第7回は、きょう追加した新しい日程であります。

これで、確認していただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、これで日程も確認したことにいたします。ありがとうございました。

黒田 本日は、長時間のご審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。